

特265
892



0008122-000

特265-892

捜査鑑

徳島県警察部刑事課

昭和11年7月

昭和11

ABH

特265

892

秘

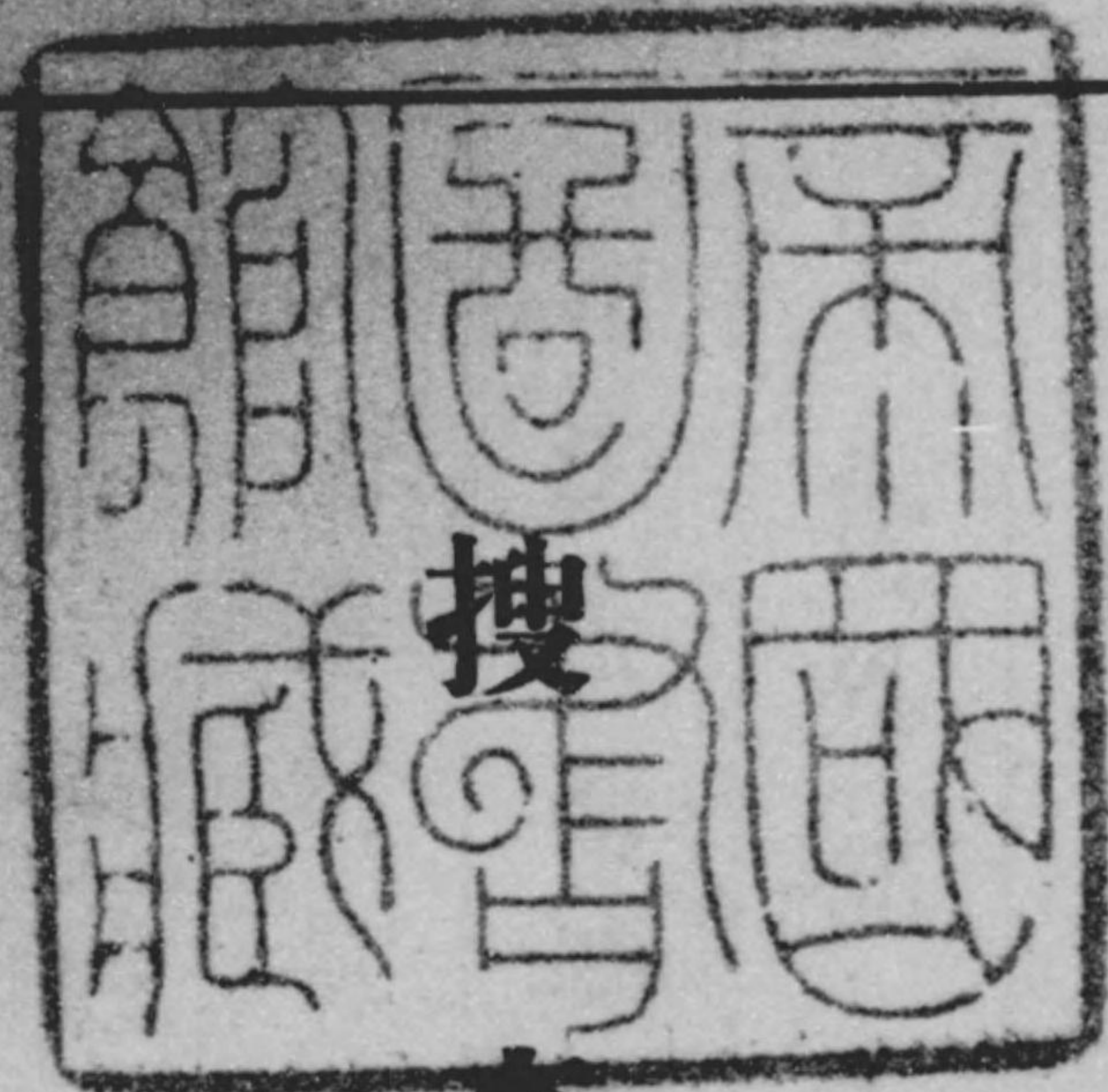
昭和十一年七月

搜查鑑

納本

德島縣

特265
892



查

德

鑑

島

縣



目次

人體外部ノ名稱

司法警察職務規範

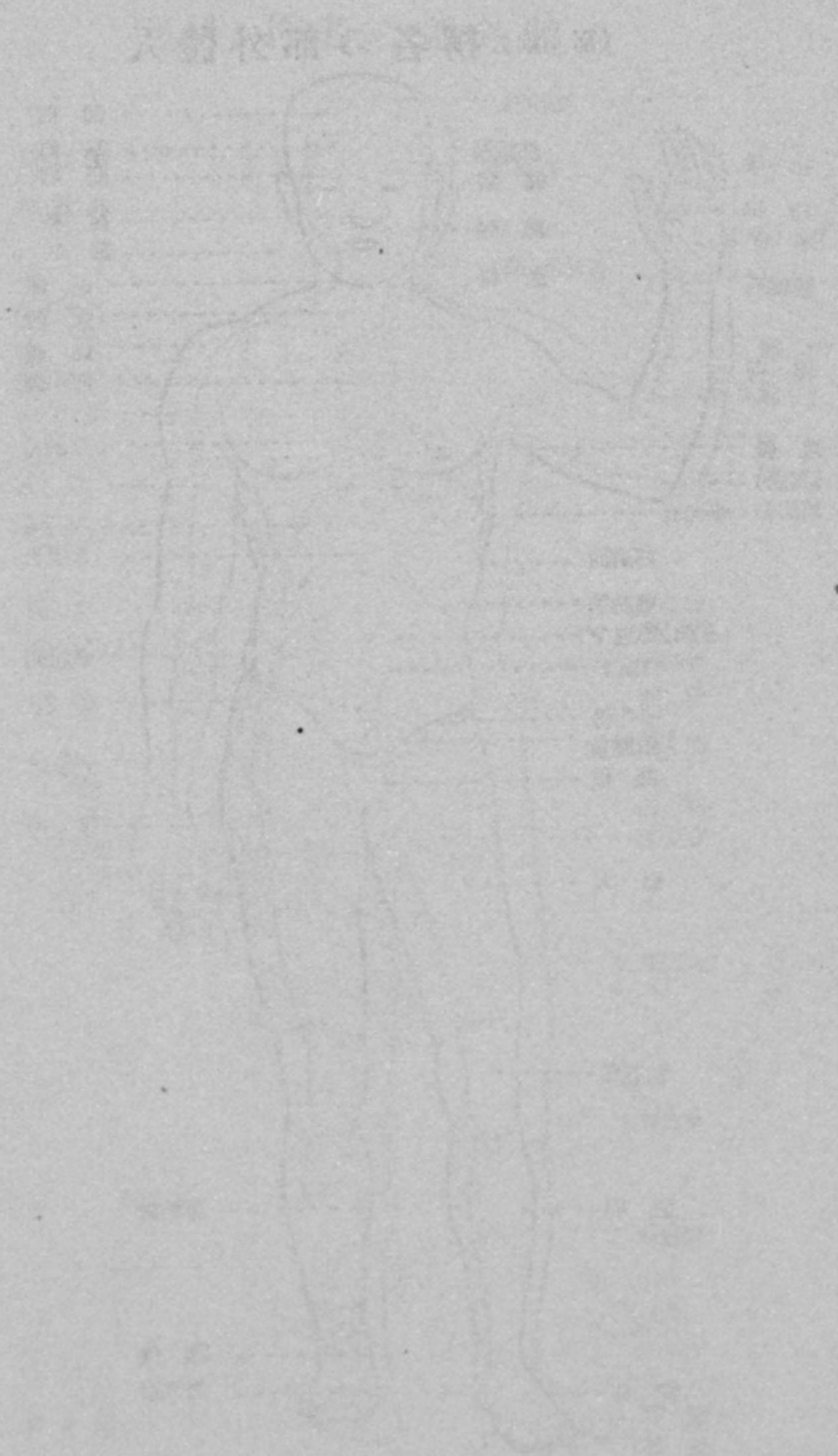
司法警察執務細則

犯罪搜查規程

搜查參考資料



司法警察職務規範



司法警察官制

司法省 刑事第一〇〇九二號
刑事局

司法警察官吏
司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者

司法警察職務規範別冊ノ通相定メ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ行
フ

右訓令ス

大正十二年十二月

司法大臣 平沼騏一郎

司法警察職務規範 目次

第一章	總 則	一
第二章	捜 査 機 關	四
第三章	捜 査 ノ 端 緒	七
第四章	捜 査 ノ 實 行	一三
第一節	通 則	一三
第二節	通常 捜査	一六
第三節	強制 捜査	二〇
第五章	令 狀 ノ 執 行	二七
第六章	捜 査 事 件 ノ 處 理	三〇
第七章	少 年 ニ 關 ス ル 特 則	三二
第八章	外 國 人 ニ 關 ス ル 特 則	三三

第一章

總 則

- 第一條 司法警察ノ職ニ在ル者犯罪ノ捜査其ノ他ノ職務ヲ行フニハ法令ノ定ムル所ヲ恪守スルノ外本規範ニ遵由スヘシ
- 第二條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ法令ノ字句ニ拘泥スルコトナク其ノ精神ニ適合セムコトヲ期スヘシ
- 第三條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ外議ニ動かサレ私情ニ泥マス専ラ公明正大ヲ旨トシ非違ヲ匡正スルノ任務ヲ全ウセムコトヲ期スヘシ
- 第四條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ居常言行ヲ慎ミ廉潔公正世人ノ疑惑ヲ招カサルコトニ注意スヘシ
- 第五條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素社會ノ變遷人心ノ趨向ニ留意シ犯罪ニ關スル諸般ノ現象ヲ效究シ其ノ職責ヲ盡スニ遺憾ナキコトヲ期スヘシ
- 第六條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ敏活ニシテ機宜ヲ失ハス周密ニシテ遺漏ナキコトヲ期スヘシ
- 第七條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ冷靜ニシテ感情ニ走ラス常ニ中正穩健ヲ旨

トスヘシ

第八條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ道義ヲ尊ヒ人情ヲ重シ淳風良俗ヲ害セサル

コトニ注意スヘシ

第九條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ祕密ヲ嚴守シテ捜査ノ障礙ト犯行ノ傳播トヲ防止シ且被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ

第十條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ互ニ連絡協調ヲ保チ共同一致ノ精神ヲ以テ事ニ從フヘシ

第十一條 司法警察ノ職務ハ必要アル場合ニ於テハ執務時間ノ内外ヲ問ハス夜間又ハ休日ト雖之ヲ行フヘキモノトス

第十二條 司法警察ノ職ニ在ル者他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ヨリ其ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事項ニ付共助ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ニ應シ遲滯ナク處理スヘシ

第十三條 司法警察ノ職務ハ共助ニ依リ事實發見ノ目的ヲ達スルニ不便ナルトキニ限り管轄區域外ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

第十四條 書類ヲ作成スルニハ文飾ヲ用キス簡明平易ヲ旨トシ眞實ヲ失ハサル

コトニ注意スヘシ

第十五條 書類ヲ作成スルニハ法律ニ定メタルモノニ非スト雖年月日ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印シ其ノ所屬ノ官署ヲ表示スヘシ

文字ハ之ヲ改竄スヘカラス挿入削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲其ノ字體ヲ存スヘシ

第十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ錄取シタルトキハ法律ニ定メタル書類ニ非スト雖之ヲ陳述者ニ讀聞カセ又ハ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキヤ否ヲ問フヘシ

書類ニハ陳述者ヲシテ任意ニ署名捺印セシムヘシ陳述者署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記シ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印セシムヘシ

第十七條 司法警察ノ職ニ在ル者被疑者又ハ被害者ト親族其ノ他ノ關係ニ因リ他ノ疑惑ヲ招クヘキ虞アルトキハ回避スヘシ

第十八條 司法警察ノ職ニ在ル者其ノ職務ヲ行フニ當リ被疑者其ノ他ノ關係者

ノ求アルトキハ官氏名ヲ表示シタル證票ヲ示スヘシ但シ警察官憲兵ノ將校
准士官下士、巡查及憲兵卒制服ヲ着用スル場合ニ於テハ官氏名ヲ告クルヲ
以テ足ル

四

第二章 捜査機關

第十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ檢事ノ指揮命令ニ從ヒ捜査ノ事ニ膺ルヘシ

第二十條 警視總監、地方長官(東京府知事ヲ除ク)及憲兵司令官ノ捜査ノ權ハ

異常ノ場合ニ於テ之ヲ行フヲ例トス此ノ場合ニ於テモ成ルヘク其ノ處分ヲ

檢事ニ讓ルヘシ

第二十一條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ニ
シテ犯罪ノ性質、場所ノ關係又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ司法警察官其ノ職務
ヲ行フニ不便ナル場合ニ於テ捜査ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テハ捜査ニ着手シタル司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ於テ捜
査ヲ遂行スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ司法警察官ノ援助ヲ求ムルコト
ヲ得

第二十二條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ヲ司

法警察官ニ先チ覺知シタルトキハ前條ノ場合ニ非スト雖速ニ捜査ニ着手シ
タルト司法警察官ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官職務ヲ行フニ至リタルトキハ之ニ讓リ且必要
ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十三條 司法警察官司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ先チ其ノ職務ノ範圍ニ屬

スル被疑事件ヲ覺知シ第二十一條ノ場合ニ該當スルトキハ急速ヲ要スル處
分ヲ爲シタル上速ニ司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ其ノ旨ヲ通知シテ捜査ヲ

委ネ且必要ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十四條 司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者捜査ニ着手スルニ當リテハ其ノ事件
職務ノ範圍ニ屬スルヤ否ニ付慎重ナル注意ヲ爲スヘシ

第二十五條 通告處分ヲ認メタル犯罪事件ニ付テハ當該官吏ノ告發アル迄ハ司
法警察官吏ハ其ノ捜査ヲ當該官吏ニ一任スヘシ但シ當該官吏ノ求アルトキ

ハ必要ナル援助ヲ爲スヘシ

司法警察ノ職ニ在ル者前項ノ犯罪事件アリト思料スルトキハ急速ヲ要スル

五

處分ヲ爲シタル上速ニ當該官吏ニ通知スヘシ

第二十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ通常捜査ニ限り豫メ範圍又ハ條件ヲ定メテ之ヲ爲スヘキコトヲ命令スルコトヲ得

第二十七條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ直ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ豫メ捜査ノ命令アリタル場合ハ必要ナル捜査ヲ爲シタル上遲滞ナク其ノ旨ヲ報告スヘシ

第二十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査其ノ他ノ職務ニ付補助ヲ要スルトキハ警察官ハ巡查ヲ使用シ憲兵ノ將校准士官下士ハ憲兵卒ヲ使用シ勅令ヲ以テ定メタル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ本來ノ職務ノ關係ニ於テ下僚タルヘキ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルヲ例トス但シ他ノ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルノ必要アルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ

第二十九條 司法警察ノ職ニ在ル者管轄區域外ニ於テ捜査其ノ他ノ職務ヲ行フ

場合ニ於テハ成ルヘク其ノ地ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ通知シ扞格齟齬ナキコトヲ期スヘシ

第三章 捜査ノ端緒

第三十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ着手スルニハ現行犯、告訴告發、自首其ノ他犯罪アリト思料スルニ至リタル原由ノ如何ニ拘ラサルモノトス

新聞紙其ノ他ノ出版物ノ記事、匿名ノ申告又ハ風説ト雖犯罪ニ關係アルモノハ之ヲ看過スルコトナク相當ノ根據アルコトヲ認メタルトキハ捜査ニ著手スヘシ

第三十一條 司法警察官及其ノ職務ヲ行フ者左ニ掲クル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

- 一 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
- 二 死刑又ハ無期徒刑ニ該ル罪
- 三 軍機ニ關スル重大ナル罪

- 四 高等官、同待遇者、有爵者、從四位、勳三等及功三級以上ノ者ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 五 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 六 辯護士ノ犯シタル罪
- 七 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ選舉ニ關スル罪
- 八 勞働爭議及小作爭議ニ關スル重大ナル罪
- 九 治安警察法ニ違反スル重大ナル罪
- 十 新聞紙其ノ他ノ出版物、朝憲紊亂、秩序紊亂及風俗壞亂ノ記事ニ關スル罪
- 十一 内外國ノ通貨偽造、變造及模造ニ關スル罪
- 十二 爆發物ニ關スル重大ナル罪
- 十三 公務員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十四 法人ノ役員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十五 無政府主義者、共產主義者其ノ他社會主義者ノ其ノ主義ニ關スル罪
- 十六 各地方ニ連絡アル重大ナル罪

- 十七 外國人ノ犯シタル罪及外國人ニ對シ犯シタル重大ナル罪
- 十八 公衆ノ耳目ヲ惹ク罪
- 十九 檢事ヨリ特ニ報告ヲ命ジタル罪
- 前項ニ掲クル犯罪ニ付告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪アリト思料スルト否ニ拘ラス速ニ檢事ニ報告スヘシ
- 第三十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪地、被疑者ノ住所其ノ他管轄ヲ定ムヘキ原由所轄區域内ニ存セサル場合ト雖之ヲ受理スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上遲滯ナク之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ差出スヘシ
- 第三十三條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ告訴、告發其ノ他犯罪ノ申告ニ關スル書面ヲ差出シタルトキハ之ヲ受ケ速ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ送付スヘシ
- 第三十四條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ犯罪ニ關スル申告アリタル場合ニ於テハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス之ヲ受理シ實ニ從テ處理スヘシ

第三十五條 委任ニ因ル代理人ノ告訴ニ係ルトキハ委任狀ヲ差出サシムヘシ告訴ノ取消ニ付亦同シ

本人又ハ委任ニ因ル代理人ニ非サル者ノ告訴ニ係ルトキハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ差出サシムヘシ

姦通ノ罪ノ告訴ニ付テハ婚姻ノ解消又ハ離婚ノ訴ノ提起ヲ證スル書面ヲ差出サシムヘシ

第三十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ要件ニ欠缺アルトキハ成ルヘク之ヲ補正セシムヘシ

第三十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ヲ受ケタル場合ニ於テハ成ルヘク犯罪ノ性質、方法、日時、場所、被疑者又ハ關係者ノ住所氏名其ノ他參考ト爲ルヘキ事實ヲ申立テシメ之ヲ明ニスヘシ

第三十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴狀又ハ告發狀ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ趣旨不明ナルトキ又ハ本人ノ意思ニ適合セサルヘシト思料スルトキハ之カ取調ヲ爲シタル上本人ヲシテ補正ノ爲書面ヲ差出サシメ若ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

第三十九條 犯人ヲ指名シタル告訴又ハ告發ニ付テハ認因ニ出ツルオキカ否及過實ノ申立オキカ否ニ付特ニ注意スヘシ

第四十條 犯罪ニ關スル申告ヲ爲シタル者申告ヲ爲シタルカ爲後難ヲ畏ルルノ情况アルトキハ必要アル場合ノ外被疑者其ノ他ノ關係者ニ申告者ノ氏名ヲ告クルコトヲ避クヘシ

第四十一條 告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ遲滯オク必要ナル捜査ヲ爲シタル上直ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付シ指揮ヲ請フヘシ

但シ書類及證據物ヲ送付シタル後ニ於テ急速ヲ要スル事項ヲ生シタルトキハ檢事ノ指揮ナシト雖之カ處分ヲ爲スヘシ

第四十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ニ付増減變更ノ申立ヲ受ケタルトキハ本人ヲシテ其ノ趣旨ヲ記載シタル書面ヲ差出サシメ又ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

前項ノ書面又ハ調書ハ之ヲ檢事ニ送付スヘシ

第四十三條 告訴狀又ハ告發狀ハ告訴又ハ告發ノ取消其ノ他何等ノ事由アルモ之ヲ返付スヘカラス

第四十四條 告訴又ハ告發ノ取消ハ當該告訴又ハ告發ヲ受ケタルニ非サル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ受理スヘシ

告訴又ハ告發ノ取消ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出スヘシ

第四十五條 第三十一條第二項、第三十二條、第三十六條乃至第三十八條及四十一條乃至第四十三條ノ規定ハ自首ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 自首ハ他人ヲシテ其ノ罪ヲ免レシムル爲自ヲ誣ヒ又ハ重キ罪ヲ避クルノ目的ヲ以テ故ラニ輕キ罪ヲ首出スル等ノ場合ナシトセサルヲ以テ其ノ虛實ニ注意スヘシ

第四十七條 司法警察ノ職ニ在ル者變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ檢事ノ指揮ナシト雖急速ヲ要スル搜查ヲ爲スヘシ但シ必要アル場合ノ外原狀ヲ變更セサルコトニ注意スヘシ

司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事ノ命令ニ因リ檢視又ハ檢證ヲ爲シタ

ルトキハ速ニ其ノ結果ヲ報告スヘシ但シ檢事ヨリ豫メ檢視ト共ニ檢證ノ命令アリタルトキハ檢證ヲ爲シタル上報告ヲ爲スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ノ囑託ニ因リ檢視ヲ爲シタル場合ニ於テ通常裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第四章 搜查ノ實行

第一節 通 則

第四十八條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ公訴ノ起否及遂行ノ資料ヲ蒐集保全シ並犯人ノ所在ヲ緝晦スルコトヲ防クヲ目的トシテ搜查ノ事ニ膺ルヘシ

第四十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素犯罪ノ趨勢、犯罪ノ手段及罪證湮滅ノ方法其ノ他搜查ノ參考ト爲ルヘキ資料ヲ調査シ事案アルニ當リ措置ヲ誤ルコトナキヲ期スヘシ

第五十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ檢事ヨリ別段ノ命令アリタル場合ノ外直ニ搜查ニ着手スヘキモノトス但シ告訴、

告發又ハ自首ニ係ル事件ニ付テハ第四十一條ノ規定ニ依ルヘシ

第五十一條 捜査ヲ爲スニハ巨惡ヲ逸セサルコトニ努メ苛察ニ涉ラサルコトヲ旨トスヘシ

第五十二條 捜査ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナル限度ニ於テ諸般ノ取調ヲ爲スヘシ但シ法律ニ特ニ定メタル場合ノ外強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條 捜査ハ穩健妥當ナル方法ニ依リ之ヲ行ヒ且被疑者其ノ他ノ關係者ノ煩累ヲ少カラシムルコトニ注意スヘシ

被疑者其ノ他ノ關係者ノ取調ハ成ルヘク夜間ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ

第五十四條 捜査ニ付テハ濫ニ被疑者其ノ他ノ關係者ノ隱微ヲ訐クコトナキヲ要ス

第五十五條 捜査ヲ爲スニ當リテハ濫ニ人心ヲ動搖セシメサルコトニ注意スヘシ

第五十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ濫ニ法律ノ成語其ノ他難解ノ語ヲ用キス暈メテ平易簡明ヲ旨トシ容易ニ問ノ趣旨ヲ理解セシムルコト

ニ注意スヘシ

第五十七條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ穩和ヲ旨トシ其ノ年齢、境遇、性格、男女ノ別等ヲ斟酌シテ適當ノ取扱ヲ爲シ其ノ言ハムト欲スル所ヲ盡サシムルコトニ注意スヘシ

第五十八條 捜査ヲ爲スニ當リテハ被疑者ニ付左ノ事項ヲ明ニスヘシ

- 一 氏名、年齢、職業、本籍、住居及出生地
- 二 性格、經歷、境遇及素行
- 三 犯罪ノ原因、性質、方法、情狀、日時、場所、被害ノ狀況及犯罪後ノ情况

四 前科ノ有無若前科アルトキハ其ノ罪名、刑名、刑期、金額、裁判ヲ爲シタル廳名及其ノ年月日

五 爵、位、勳、功、褒章、記章、恩給、年金ノ有無若之ヲ有スルトキハ其ノ種類、等級

六 兵役ノ關係

モ明ニセムコトヲ努ムヘシ

第六十條 被疑者犯罪事實ヲ自白シタルトキト雖之ニ適應スル證據ノ有無ヲ取調フルコトニ注意スヘシ

第六十一條 共犯者ハ成ルヘク各別ニ之ヲ取調ヘ其ノ通謀ヲ防キ且附和雷同シテ陳述スルノ弊ナカラシムルコトニ注意スヘシ

第六十二條 證據書類又ハ證據物ハ成ルヘク被疑者ニ示シテ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ其ノ時機ヲ誤ラサルコトニ注意スヘシ

第六十三條 捜査中ノ事件ニ付新聞記事ノ掲載ヲ差止ムル必要アリト思料スルトキハ速ニ其ノ事情ヲ具シ檢事ニ申報スヘシ

第二節 通常捜査

第六十四條 捜査上必要アルトキハ被疑者其ノ他ノ關係者ニ任意ノ出頭ヲ求め又ハ其ノ所在ニ就キ若ハ承諾ヲ得テ犯所其ノ他ノ場所ニ同行シ其ノ陳述ヲ聽クコトヲ得

第六十五條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ聽キタルトキハ自ラ之ヲ錄取スヘシ

シ事實簡單ナルカ又ハ特別ノ事情アルトキハ聽取書ヲ作ラスシテ任意書面ヲ差出サシムルコトヲ得

第六十六條 被疑者其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

被疑事件ノ證據ト爲ルヘキ物ハ所有者、所持者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置スルコトヲ得證據ト爲ルコトアルヘシト思料スル物ニ付亦同シ

質屋取締法第十六條又ハ古物商取締法第十七條ニ依リ徵收シタル物ニシテ證據トシテ留置スルノ必要アリト思料スルモノハ同條ニ依ル還付處分前領置ヲ爲スヘシ

第六十七條 領置ヲ爲シタルトキハ件名、番號、品目、數量、被領置者ノ氏名住居及領置年月日ヲ記載シタル領置書ヲ作り且領置物ニ件名、番號及被領置者ノ氏名ヲ表示スヘシ

領置物ニ付所有者、所持者、保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ受領書ヲ交付スヘシ

第六十八條 領置物ニ付テハ保存ニ注意シ盜難、紛失、滅失、毀棄、損壞、變

質等ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ
領置物ノ狀態ニシテ證據ト爲ルヘキ場合ニ於テハ其ノ狀態ヲ保全スルコト
ニ注意スヘシ

第六十九條

領置物ハ證據物又ハ沒收スヘキ物ニ非サルコト其ノ他留置ノ必要
ナキコト明ナルニ至リタルトキハ差出人ニ還付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ贖物ニ係ルトキハ差出人ノ承諾ヲ得テ被害者ニ還付スヘ
シ差出人承諾セサルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ

領置物ハ所有者、所持者、保管者又ハ差出人ノ請求アルトキハ一時留置ヲ
解クモ捜査ニ妨ナキ場合ニ限り假ニ之ヲ請求者ニ還付スルコトヲ得差出人
ニ非サル者ノ請求ニ因リ假還付ヲ爲スニハ前項ノ手續ニ依ルヘシ

前二項ノ場合ニ於テ差出人ノ承諾ヲ得タルトキハ承諾書ヲ差出サシムヘシ
領置物ヲ還付シ又ハ假還付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ領置書ニ記載シ且請
書ヲ徴スヘシ

第七十條

犯所其ノ他ノ場所ニ就キ實況ヲ明ニスルノ必要アルトキハ其ノ場所
ノ所有者、保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ得テ見分ヲ爲スコトヲ得

實況見分ニ著手シタル後檢事ノ見分又ハ臨檢ヲ必要ト思料スルトキハ速ニ
其ノ旨ヲ檢事ニ報告シ自ラ見分ヲ結了シタルト否ヲ問ハス原狀ヲ保存シ置
クヘシ

實況ヲ見分シタルトキハ其ノ狀況ヲ錄取スヘシ但シ引續キ檢事見分又ハ臨
檢ヲ爲シ檢事ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條

鑑定ヲ必要トスルトキハ特別ノ學識經驗アル者ニ之ヲ囑託スルコ
トヲ得鑑定ヲ囑託スルニハ誠實ニ鑑定ヲ爲シ得ヘキ者ヲ選定スルコトニ注
意スヘシ

鑑定ハ官署又ハ公署ニモ之ヲ囑託スルコトヲ得

第七十二條

鑑定ニ因リ人ノ權利ヲ害スルニ至ル場合ハ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ
要ス

物ノ原形ヲ變シ又ハ數量ヲ著シク減損スルニ非サレハ鑑定ヲ爲スコト能ハ
サル場合ニ於テハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ腐敗其ノ他ノ原由ニ因リ檢事
ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十三條

鑑定ヲ爲サシムル場合ニ於テハ成ルヘク鑑定ノ現場ニ立會ヒ捜査

ノ参考ト爲ルヘキ事實ヲ發見スルコトニ努ムヘシ但シ鑑定ノ手續ニ付干涉スルコトヲ得ス

第七十四條 鑑定ヲ爲サシメタルトキハ鑑定ノ時、場所、手續及結果ヲ記載シタル鑑定書ヲ提出セシムヘシ

鑑定書ニシテ不明又ハ不備ノ點アルトキハ其ノ説明書ヲ提出セシメ鑑定書ニ添附スヘシ

第三節 強制捜査

第七十五條 刑事訴訟法第二百三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場合其ノ他法律ニ定メタル場合ノ外捜査ニ付強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第七十六條 強制ノ處分ヲ爲サムトスルニハ法律ニ定メタル場合ニ該當スルヤ否ニ付慎重ノ考慮ヲ爲シ其ノ場合ニ該當スルコトヲ明認シタル上之ヲ爲スヘシ

強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ル場合ニ於テモ特ニ其ノ必要アルトキノ外之ヲ

爲スコトヲ避クヘシ

強制ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ嚴ニ必要ノ限度ヲ超エサルコトニ注意スヘシ

第七十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ付強制ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ關スル書類ハ自ラ之ヲ作ルヘシ

被疑者、證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ立會ヒタル司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ調書ノ末尾ニ其ノ旨ヲ附記シ署名捺印スヘシ

第七十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ付判事ノ強制處分ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ狀ヲ具シテ檢事ニ申報スヘシ

第七十九條 現行犯人ヲ逮捕スルニハ暈メテ穩當ノ方法ヲ用ヒ苛酷ニ涉ラサルコトニ注意スヘシ

現行犯人兇器ヲ持シ抗拒スル場合ニ於テ已ムコトヲ得ス劍銃等ヲ使用スルモ決シテ自衛ノ範圍ヲ踰ユヘカラス

第八十條 常人ニシテ現行犯人ヲ逮捕シ之ヲ引渡サムトスルモノアルトキハ成ルルヘク其ノ便宜ヲ計リ速ニ之ヲ受取ルヘシ

第八十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ其ノ逮捕シタル現行犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕ノ事由ヲ聽取リ逮捕調書ヲ作成スヘシ但シ逮捕手續書ヲ徴シテ之ニ代フルコトヲ得

司法警察ノ職ニ在ル者常人ヨリ現行犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ノ要領ヲ記載シタル逮捕顛末書ヲ作成スヘシ

司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者常人ヨリ受取リタル現行犯人ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ引致シタルトキハ速ニ逮捕顛末書ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ差出スヘシ

第八十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ其ノ犯罪報告罪ニシテ告訴ヲキトキハ速ニ告訴權者ニ就キ告訴ヲ爲スヤ否ヲ確ムヘシ

第八十三條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者刑事訴訟法第二百二十三條各號ノ場合ニ於テ勾引ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ檢事ノ命令ニ因リ發スル勾引狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職氏名及命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第八十四條 被疑者ニ對スル訊問及被疑者ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第八十五條 證據物又ハ沒收スヘキ物ヲ所持スルノ疑アル場合ト雖湮滅ノ虞アルトキノ外成ルヘク搜索ヲ爲サズ本人ヲシテ之ヲ差出サシムヘシ

第八十六條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ成ルヘク其ノ範圍ヲ廣クセサルコトニ注意スヘシ

第八十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テ押收、搜索又ハ檢證ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第八十八條 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララル、モノト認ムヘキ場所ノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ物ヲ搜索スルノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急迫ノ事情アリテ檢事ノ指揮ヲ待ツノ違ナキトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ速ニ搜索ノ結果ヲ檢事ニ報告スヘシ

第八十九條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ押收搜索又ハ檢證ヲ爲スニ當リ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ求アリタルトキハ搜索ニ妨ナキ限り被疑事件ヲ告クヘシ

第九十條 押收又ハ搜索ハ特別ノ事情アル場合ノ外其ノ處分ヲ受クル者ノ業務ヲ妨ケ信用ヲ損シ其ノ他利益ヲ害スルコト多カルヘキ時刻ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ

人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ日没前押收又ハ搜索ニ著手シ日没後其ノ處分ヲ繼續スル場合ニハ特ニ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十一條 刑事訴訟法第五十六條各號ノ場所ニ於テ日出前、日没後押收又ハ搜索ヲナス場合ニ於テモ成ルヘク住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ

同條第二號ノ場所ニ於テ公開時間内押收又ハ搜索ニ著手シタルトキハ公開時間外ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得但シ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十二條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ穩當ノ方法ヲ用キ濫ニ建造物、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ要ス
押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リテハ書類其ノ他ノ物ノ紛亂セサルコトニ注意シ

且其ノ處分ヲ終ヘタルトキハ成ルヘク原狀ニ復スヘシ

第九十三條 押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假押收ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル報告書ヲ作り假押收ノ調書及押收物ト共ニ檢事ニ送付シ且其ノ犯罪ノ捜査ニ付機宜ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ

第九十四條 刑事訴訟法第六十四條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲シ又ハ同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲ス場合ニ於テハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ檢事ニ報告スヘシ

第九十五條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事又ハ他ノ司法警察官若ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ命令又ハ囑託ニ因リ押收ヲ爲シタルトキハ速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ押收物ヲ送付スヘシ

刑事訴訟法第六十四條第二項ニ依リ看守又ハ保管ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ
同條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ

爲シタル官署ニ報告シテ指揮又ハ承諾ヲ受クヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ
 同法第六十五條ニ依ル賣却處分ヲ爲スノ必要アリト思料シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ其ノ處分ニ委スヘシ
 第九十六條 第六十七條乃至第六十九條ノ規定ハ本節ノ押收ニ付之ヲ準用ス
 第九十七條 檢證ノ處分ニ因リ原狀ヲ變更シタルトキハ成ルヘク舊態ニ復スヘシ

死體ノ解剖、墳墓ノ發掘又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トスルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ檢事ノ命令ニ因リ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ檢證スル場合ニ於テ解剖ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス
 死體ヲ解剖シ又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スヘシ

第九十八條 證人ニハ主トシテ見聞其ノ他實驗ノ事實ヲ供述セシメ成ルヘク推測ノ事項ヲ供述セシムルコトヲ避クヘシ

第九十九條 證人ヲ被疑者又ハ他ノ證人ト對質セシムルニハ其ノ時機ニ注意シ

且兩者間ノ關係ヲ顧慮シテ適當ナル發問ヲ爲シ眞實ノ供述ヲ爲サシムルコトヲ努ムヘシ

第一百條 證人ニ對スル訊問及證人ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第一百一條 證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキ處分ヲ裁判所ニ請求スルニハ其ノ裁判所ノ檢事ヲ經由シテ請求書ヲ差出スヘシ

第一百二條 鑑定ニ付死體ノ解剖又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トシテ鑑定人ヨリ其ノ許可ヲ求メタルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ腐敗其ノ他ノ原由ニ因リ檢事ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ヲ解剖スル場合ニ於テハ鑑定人ト共ニ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之ニ通知シ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スルノ處置ヲ執ルヘシ

第一百三條 第七十一條乃至第七十四條及第一百一條ノ規定ハ本節ノ鑑定ニ付之ヲ準用ス

第五章 令狀ノ執行

第四百條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ若其ノ手續遅延スルノ事情アルトキハ其ノ旨ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者心身喪失ノ状態ニ在ルトキ又ハ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキハ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

前二項ノ規定ハ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者命令若ハ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シ又ハ命令ニ因リ逮捕狀ヲ發シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ハ指揮ヲ受ケタル當該司法警察ノ職ニ在ル者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第四百六條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者管轄區域外ニ在ルトキハ其ノ地ヲ管轄スル司法警察官ニ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ送付シテ執行ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ命令若ハ囑託ヲ爲シタル官署又ハ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

執行ノ求ヲ受ケタル司法警察官ハ所轄檢事ノ指揮アリタル場合ト同シク執行ノ手續ヲ爲シ之ニ關スル書類ヲ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ差出スヘシ

第四百七條 司法警察官命令若ハ囑託ニ因リ發シタル勾引狀又ハ命令ニ因リ發シタル逮捕狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ差出スヘシ

司法警察官出頭義務ヲ履行セサル證人ニ對シ自ラ發シタル勾引狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ調書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第一項ノ勾引狀又ハ逮捕狀ヲ執行スルコト能ハサルトキハ之ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ送付スヘシ若參考ト爲ルヘキ事項アルトキハ同時ニ報告スヘシ

第四百八條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ執行スル場合ニ於テハ成ルヘク穩當ノ方法ヲ用キ必要ノ限度ヲ超エテ強制ヲ加ヘス且他人ヲシテ執行ヲ受ケタル者ナルコトヲ覺知セシメサルコトニ注意スヘシ

第四百九條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事又ハ區裁判所判事ノ發シタ

ル押収又ハ搜索ノ命令狀ハ之ヲ受ケタル當該司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ執行スルコトヲ得

第一百十條

命令狀ニ因リ押収又ハ搜索ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ得サル場合ト雖速ニ命令狀ヲ檢事ヲ經由シテ之ヲ發シタル官署ニ返還スヘシ前項ノ場合ニ於テハ押収又ハ搜索ノ手續ノ顛末及參考ト爲ルヘキ事項ヲ調書ニ記載シ命令狀ト共ニ送付スヘシ

第六章 捜査事件ノ處理

第一百十一條

司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者被疑事件ニ付捜査ヲ終ヘタルトキハ搜索ノ端緒如何ヲ問ハス速ニ檢事ニ送致スヘシ但シ即決スヘキ事件ニシテ告訴、告發又ハ自首ニ係ラサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス被疑事件ヲ檢事ニ送致スルトキハ意見ヲ付シ且參考ト爲ルヘキ事項ヲ報告スヘシ捜査書類及差押ヘ又ハ領置シタル物ハ意見書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第一百十二條

檢事ヨリ微罪トシテ豫メ指定シタル事件罪ト爲ラサルコト又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナルニ至リタルトキハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要セス

第一百十三條

犯罪事實極メテ輕微ニシテ處罰ノ必要ナキコト明白ナルトキハ事件ヲ檢事ニ送致セスシテ微罪處分ヲ爲スコトヲ得

微罪處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢事ニ報告スヘシ

第一百十四條

告訴、告發若ハ自首ニ係ル事件又ハ檢事ノ送致ヲ命シタル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ檢事ニ送致スヘシ

第一百十五條

被疑事件ノ送致後ト雖常ニ其ノ事件ニ注意シ參考ト爲ルヘキ事項ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第一百十六條

被疑事件通常裁判所ノ管轄ニ屬セサルコト明ナルニ至リタルトキハ事件ヲ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ事件告訴、告發若ハ自首ニ係ルモノナルトキ又ハ第

三十一條ニ依リ報告シタルモノナルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

第七章 少年ニ關スル特則

- 第一百七七條 少年ノ事件ニ付テハ保護教養ヲ主トスルノ精神ヲ以テ事ニ膺ルヘシ
- 第一百七八條 少年ノ被疑者ヲ取調フルニ當リテハ特ニ他人ノ耳目ニ觸レサルコトニ注意スヘシ
- 第一百七九條 少年ノ被疑者ハ他ノ被疑者ト分離シ接觸セシメサルコトニ注意スヘシ
- 第一百八〇條 少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外拘束スヘカラス
- 第一百八一條 少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及強制ヲ加フル限度ニ付特ニ慎重ノ注意ヲ爲スヘシ
- 第一百八二條 少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖微罪處分ヲ爲サシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ
- 第一百八三條 少年ニ對スル刑事事件ハ搜查又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタル事項ト雖特ニ秘密ヲ嚴守スヘシ少年審判所ノ審判ニ付

セラレタル事項亦同シ

第八章 外國人ニ關スル特則

- 第一百八四條 外國人ニ關シ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ國際法及國際上ノ慣例ニ違背セサルコトニ注意スヘシ
- 第一百八五條 外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ特權ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲ササルコトニ注意スヘシ外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ
- 第一百八六條 大公使館、大公使ノ居宅、別莊又ハ其ノ宿泊スル場所ニ於テハ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スヘカラス
- 第一百八七條 重大ナル罪ヲ犯シタル者逃亡シテ前條ニ掲クル場所ニ入りタル場合ニ於テ猶豫スヘカラサルトキハ大公使又ハ之ニ代ルヘキ權限アル者ノ許諾ヲ受ケ搜索ヲ爲スコトヲ得
- 第一百八八條 重大ナル罪ヲ犯シタル者帝國ノ領海ニ在ル外國軍艦ニ現在スル場合ニ於テ急速 要スルトキハ其ノ艦長ニ對シ任意ノ引渡ヲ請求スルコト

ヲ得

第二百二十九條 外國軍艦ニ屬スル軍人、準軍人其ノ軍艦ヲ離レ帝國内ニ於テ現ニ罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ逮捕ノ處分ヲ爲シタル上速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第二百三十條 任命國ノ國民タル帝國駐在ノ外國總領事、領事、副領事、領事事務官及代理領事ニ對スル被疑事件ニ付テハ檢事ノ指揮アルニ非サレハ急速ヲ要スル處分ト雖之ヲ爲スコトヲ得ス但シ重大ナル罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十一條 帝國駐在ノ外國領事官ノ所有又ハ所持スル書類ニシテ職務ニ關係アルモノハ之ヲ檢閲シ又ハ差押フルコトヲ得ス

前項ノ領事官ノ事務所又ハ居室ニ於テ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十二條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶内ノ犯罪ニ付テハ左ノ場合ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フヘシ

一 帝國ノ陸上又ハ港内ノ安寧秩序ヲ害スルトキ

二 乗組員以外ノ者又ハ帝國臣民ニ關係アルトキ

前項ニ掲クル場合ノ外特ニ捜査ノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第二百三十三條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶ノ航行ノ停止ヲ必要ナリト認ムルトキハ直ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第二百三十四條 外國人口頭ヲ以テ告訴、告發、請求又ハ自首ヲ爲サムトスル場合ニ於テ國語ニ通セサルトキハ成ルヘク通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作成シタル調書ハ通事ニ依リ之ヲ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

第二百三十五條 外國人ヨリ外國語ヲ以テ記載シタル告訴狀、告發狀其ノ他ノ書類ヲ提出シタルトキハ之ヲ受理シタル上成ルヘク譯文ヲ提出セシムヘシ

譯文ニハ譯者ヲシテ其ノ住居及職業ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ

第二百三十六條 被疑者外國人ナル場合ニ於テハ左ノ事項ヲモ明ニスヘシ

一 國籍

- 二 帝國ニ來リタル時期及目的
 - 三 本國ヲ去リタル時期
 - 四 外國ニ於テノ受刑ノ有無
 - 五 家族ノ有無及其ノ住居
- 第三百三十七條 被疑者其ノ他ノ關係者外國人ニシテ國語ニ通セサルトキハ通事ヲ用キテ取調ヲ爲シ其ノ調書ハ通事ニ依リ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ本人其ノ必要トスル事項ヲ記載セムコトヲ求メタルトキハ之ヲ調書ノ末尾ニ記載セシムヘシ
- 第三百三十八條 外國ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ知得タル事實ニシテ本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキ又ハ外國人其ノ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ供述ヲ爲サシムルコトヲ得ス
- 前項ノ場合ニ於テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ
- 第三百三十九條 外國人ニ對シテ發スル召喚狀、勾引狀又ハ逮捕狀ニハ成ルヘク

譯文ヲ添附スヘシ

- 第四百十條 外國人ニ對シ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク其ノ國語ニ通スル者ヲシテ之ニ當ラシムヘシ
- 第四百十一條 外國人ニ對シ押收調書若ハ押收目錄ノ謄本若ハ抄本又ハ領置ニ關スル受領書ヲ交付スルトキハ成ルヘク之ニ譯文ヲ添附スヘシ
- 第四百十二條 外國艦船乗組員ノ逮捕、留置又ハ逃亡犯罪人ニ關シ檢事ノ指揮ニ因リ取扱ヒタル事項ニ付テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ
- 第四百十三條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ檢事ノ發シタル逮捕狀、假逮捕狀ヲ執行スルニ當リ本人ノ携帶品ヲ差押ヘタルトキハ其ノ目錄ヲ作り本人ト共ニ檢事ニ引渡スヘシ

(備考) 本規範ニ於テ司法警察ノ職ニ在ル者ト稱スルハ司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ

司法警察執務細則

訓令第一號

管内司法警察官吏
同司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者

司法警察執務細則別冊ノ通改正シ大正十五年八月一日ヨリ之ヲ實施ス
従前ノ訓令通牒ニシテ本則ト牴觸セルモノハ本則施行ノ日ヨリ總テ之ヲ廢止ス
従前調製シタル帳簿及用紙ノ殘存スルモノハ適宜修正ヲ加ヘテ本年
内ニ限り使用スルコトヲ得
右訓令ス

大正十五年七月十五日

徳島地方裁判所檢事正 國 枝 鎌 三

司法警察執務細則目次

第一章	總則	一
第二章	報告	二
第三章	搜查處分	四
第四章	證據物件	九
第五章	事件送致	一二
第六章	微罪處分	一五
第七章	令狀執行	一六
第八章	視察	一七
第九章	帳簿及諸表	二〇
第十章	樣式	二七
附錄	樣式	二七
第一號	變死者檢視調書	二八

第二號	盜難申告書	二九
第三號	被疑事件報告書	三二
第四號	實況見分書	三五
第五號	搜查見分報告書	三七
第六號	檢證調書	三九
第七號	告訴發自首調書	四一
第八號	告訴發自首、補充變更取消調書	四三
第九號	送達證書	四五
第一〇號	勾引狀	四六
第一一號	證人勾引狀	四八
第一二號	逮捕狀	四九
第一三號	逮捕調書	五一
第一四號	逮捕手續書	五二
第一五號	逮捕顯末書	五四
第一六號	搜索調書	五六

第一七號	押收調書	五七
第一八號	搜索押收調書	五八
第一九號	領置又八押收目錄	五九
第二〇號	聽取書	六一
第二一號	一 被疑者訊問調書	六三
第二二號	二 回被疑者訊問調書	六六
第二三號	證人訊問調書	六七
第二四號	鑑定人訊問調書	六九
第二五號	起訴中止人發見報告書	七一
第二六號	身上調查書	七二
第二七號	前科調查照會書	七四
第二八號	素行調書	七五
第二九號	資力調書	七八
第三〇號	一 記錄目錄	七九
	刑事事件送致票	八二

第三〇號	二 正式裁判申立事件送致票	八四
第三一號	意見書	八六
第三二號	追送票	八九
第三三號	誓約書	九〇
第三四號	微罪處分報告書	九一
第三五號	犯罪事件簿	九二
第三六號	一 重要犯罪搜查簿	九六
第三六號	二 同繼續用紙	九八
第三七號	犯人不明證據物件簿	九九
第三八號	微罪處分人名簿	一〇〇
第三九號	起訴中止人名簿	一〇一
同 號	起訴猶豫要視察人名簿	一〇二
第四〇號	刑ノ執行猶豫人名簿	一〇三
第四一號	刑ノ執行停止人名簿	一〇五
第四二號	不勾束注意人名簿	一〇七

第四三號	刑事注意人名簿	一〇九
第四四號	令 狀 名 簿	一一五
第四五號	犯罪事件表	一一六
第四六號	微罪處分年表	一二五
第四七號	少年違警罪即決事件表	一三一

目次了

司法警察執務細則

第一章 總 則

- 第一條 本則ハ刑事訴訟法及司法警察職務規範ノ補則トシテ規定ス
 本則ニ於テハ司法警察職務規範ヲ單ニ規範ト稱ス
- 第二條 書類ハ總テ半紙ヲ使用シ被疑者又ハ關係人ヨリ差出ス書類モ亦成ルヘ
 タ半紙ヲ使用セシムヘシ但シ圖面其他止ム事ヲ得サルモノハ此限ニ在ラス
- 第三條 書類ヲ作成スルニハ左ノ事項ニ注意スヘシ
- (一) 複雑ナル事實ハ項ヲ分チ順序ヲ正シテ記載スルコト
 - (二) 方言、畧語、隱語又ハ陰曆月日ヲ供述シタルモノヲ錄取スルトキハ其
 儘之ヲ記載シ其下ニ括弧ヲ附シ説明又ハ譯解ヲ記入スルコト
 - (三) 地名、人名等讀ミ難キモノ又ハ特種ノ稱呼アルモノハ傍訓ヲ施スコト
 - (四) 圖面ヲ作成スル場合ニハ關係書類ノ記載ト對照スヘキ箇所ニ符號ヲ附
 シ且簡單ナル説示ヲ記入シ又ハ圖面ノ一端ニ符號ノ説明ヲ附スルコト
 尙圖面ニハ必ス方位ヲ明示スルコト

第四條 書類ヲ受理シタルトキハ直ニ欄外其他適當ノ箇所ニ受理ノ年月日ヲ記入スヘシ

二

第二章 報 告

第五條 司法警察官ハ規範第三十一條ニ掲クルモノ、外尙左ノ犯罪ニ付テモ亦

報告ヲ爲スヘシ

- (一) 治安維持法違反ノ罪
- (二) 勞働爭議調停法第二十二條ノ罪
- (三) 暴力行爲等處罰ニ關スル罪
- (四) 從五位、勳五等、功五級以上ノ者ノ禁錮以上ニ該ル罪
- (五) 市町村長其他社會上相當地位身分ヲ有スル者ノ禁錮以上ニ該ル罪
- (六) 傷害致死ノ罪
- (七) 放火、溢水、及汽車、電車、艦船ノ往來ヲ妨害スル罪
- (八) 竊盜、詐欺、恐喝、橫領ニ關スル重要ナル罪
- (九) 強盜及強姦ノ罪

第六條 犯罪事件ノ報告ハ事態ノ緩急ニ依リ電話、電信、郵便其他ノ方法ヲ以

テ即時檢事正及所轄檢事ニ對シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 犯罪ノ報告ニ必要ナル事項概ネ左ノ如シ

- (一) 被疑者及被害者ノ住居、氏名、年齢、身分、職業
- (二) 犯罪ノ日時、場所、事實ノ概要、發覺ノ原由
- (三) 現行犯、非現行犯ノ區別
- (四) 逮捕、未逮捕ノ區別
- (五) 證據ノ概要(自白ノ有無、證據物件ノ存否等)
- (六) 臨檢ノ要否
- (七) 解剖及醫師同行ノ要否
- (八) 其他參考トナルヘキ事項

第八條 前條ノ報告ヲ爲シタル後被疑者判明シ又ハ逮捕シタルトキ若ハ被疑者ノ死亡其他ノ事由ニ依リ捜査ノ續行ヲ要セスト思料シタルトキハ速ニ之ヲ追報スヘシ

第九條 規範第三十一條第一號、第三號、第七號、第八號、第九號、第十五號

三

ノ罪ニ付テハ其發生ヲ豫測シ得ヘキ事情アルトキ亦即時報告スヘシ
第十條 留置中又ハ護送中ノ被疑者、被告人若ハ受刑者逃走シ死亡シ又ハ死亡
ノ虞アルトキハ直ニ所轄檢事ニ報告スヘシ其護送中ニ係ルモノニ付テハ尙
發送地及受送地ノ檢事ニモ報告スヘシ

第十一條 規範第四十七條ニ依リ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘキ場合ハ左ノ如

- (一) 老衰死、病死等ノ自然死ニアラスシテ犯罪ニ基クモノニアラサルカノ
疑アルトキ
 - (二) 死因不明ニシテ犯罪ニ基クモノニアラサルカノ疑アルトキ
 - (三) 死因不明ニシテ犯罪ニ基クモノナルヤ否ヤ不明ナルトキ
- 第十二條 前條檢事ノ指揮ニ依リ檢視ヲ爲シタルトキハ檢視調書(様式第一號)
ヲ作成シテ報告スヘシ但シ引續キ檢證ヲ爲シタルトキハ檢證調書ヲ作成ス
ルヲ以テ足ル

第三章 捜査處分

第十三條 被疑者ヲ取調フルトキハ規範第五十八條所定ノ外尙左ノ事項ヲモ調
査スヘシ

- (一) 起訴猶豫又ハ微罪處分ヲ受ケタルコトノ有無
- (二) 戸主ナルヤ否若シ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及其續柄
- (三) 通稱若ハ綽名ノ有無、氏名ヲ變更セシコトアルモノニ付テハ其舊氏名
- (四) 被害者ト親族關係ノ有無並續柄

第十四條 被疑者若ハ關係者ヲ取調フル爲逃亡、罪證湮滅ノ虞アルトキハ其取
調ヲ爲サスシテ速ニ檢事ニ報告シ指揮ヲ請フヘシ

第十五條 財産ニ對スル犯罪ノ申告ヲ受ケタルトキハ被害ノ日時、場所、狀況
被害價格及嫌疑者ノ有無若シ嫌疑者アルトキハ其氏名及嫌疑ノ事由ヲモ明
瞭ナラシムヘシ但シ申告者ニ於テ嫌疑者ノ氏名ヲ表示スルコトヲ好マサル
トキハ此限ニ在ラス

盜難ノ申告ニ就テハ盜難申告書(様式第二號)ヲ差出サシムヘシ但シ司法警
察吏ラシテ代書セシムルコトヲ得
被害金品ニ付テハ極力其發見ニ努メ成ルヘク返還若ハ賠償ヲ爲サシメ被害

者ノ保護ニ注意スヘシ

第十六條 身體ニ對スル犯罪ノ申告ヲ受ケタルトキハ被害者ノ状態ヲ明瞭ナラシムル爲メ醫師ノ診斷書ヲ差出サシメ又ハ醫師ヲシテ鑑定ヲ爲サシムヘシ但シ事案輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十七條 放火、失火ノ犯罪ニ付テハ其發火ノ場所、燒燬ノ程度狀況、及隣接建造物ノ有無、距離其他公共ノ危險ヲ生セシメタルヤ否ヤノ事項ヲ取調ヘ成ルヘク圖面ヲ作成スヘシ

第十八條 殺人、傷害致死、業務上過失致死、強姦、監禁、放火、失火、往來妨害、溢水、水利妨害、騷擾、強盜、及重要ナル竊盜等ノ事件ニ付テハ司法警察官ハ速ニ犯所其他必要ナル場所ニ臨ミ檢證又ハ實況ノ見分ヲ爲シテ取調ヲ爲スヘシ(様式第四號、第六號)但シ事案ノ簡易ナル場合ニハ司法警察吏ヲシテ見分報告(様式第五號)ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條 被疑者精神ニ異狀アリト思料スルトキハ醫師ヲシテ診察セシメ診斷書ヲ徴スヘシ

第二十條 罰金若ハ科料ニ處スルヲ相當ト思料スル事件ニ付テハ被疑者ニ對シ

略式手續ニ依リ裁判ヲ取クルノ便宜アル旨ヲ說示シ略式命令ヲ望ムトキハ書類ニ之ヲ記載シ置クヘシ

第二十一條 未成年者又ハ被疑者ノ犯罪事件ニ付テハ父兄若ハ雇主ニ對シ將來ノ監督又ハ雇傭繼續ニ關スル意見ヲ取調フヘシ

第二十二條 各被疑者ニ付在籍地市町村役場ニ照會シ其身上ヲ調査スヘシ(様式第二五號)但シ捜査上支障ヲ生スル虞アルトキハ此限ニ在ラス此場合ニ於テハ其旨事件送致票ニ附記スヘシ

被害者ノ年齢又ハ身分ニ因リ罪ノ成否又ハ刑ノ輕重アル事件ニ付テハ被害者ノ戸籍謄本若ハ抄本ヲ添付スヘシ

第二十三條 德島縣内ニ本籍ヲ有セサル被疑者ニ付テハ在籍地所轄地方裁判所檢事局ニ前科調査ヲ照會(様式第二六號)スヘシ

第二十四條 各被疑者ニ付素行調書(様式第二七號)ヲ作成スヘシ

罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付テハ特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除キ素行調書ヲ省略シ査力調書(様式第二八號)ヲ以テ代フルコトヲ得

被害者又ハ關係者ノ素行ヲ參考トスル必要アリト認ムルトキハ其者ノ素行

調書ヲ作成スヘシ

第二十五條 素行調書ハ具体的ニ事實ヲ記載シ想像憶測ヲ加フルコトナキヲ要ス

素行調書ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ記録ニ編綴セス別封トシテ送致スヘシ

第二十六條 少年ノ事件ニ付テハ少年法第三十一條所定ノ事項ヲ精密ニ調査スルノ外尙左記ノ事項ノ取調ヲ爲スヘシ

- (一) 父兄其他親族間ニ適當ナル保護者ナキヤ若シ有ルトキハ其者ノ氏名住居、職業、性行、生活及家庭ノ状態
- (二) 前項ノ保護者ナキトキハ學校長、寺院、保護團體等適當ナル保護者ノ有無

第二十七條 被疑事件罪トナラス又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナル場合ニハ身上調査、前科調査素行調査ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

被疑者刑事未成年者ナルトキハ前科及素行ノ調査ヲ爲スニ及ハス

第二十八條 司法警察官自ラ現行犯人ヲ逮捕シ之ヲ訊問シタル場合ニ於テハ調

書ノ冒頭ニ自ラ逮捕シタルニ依リ訊問スル旨ヲ記載スヘシ

第二十九條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル起訴中止者ニ對シテハ檢事ノ指示期間内其所在ヲ捜査シ之ヲ發見シタルトキ又ハ死亡ノ事實ヲ知タルトキハ速ニ報告(様式第二四號)スヘシ但シ德島地方裁判所管轄外ノ檢事ノ處分ニ係ルモノハ之ヲ德島地方裁判所檢事正ニ報告スヘシ

第四章 證據物件

第三十條 規範第六十七條第一項及第九十六條ニ依リ作成スル書類ハ之ヲ目錄トシ(様式第一九號)其番號ハ領置又ハ押收シタル順序ニ從ヒ正確ニ記載スヘシ

物件ニ付スル表示ハ紙又ハ木ノ小札ヲ使用スヘシ

證書又ハ書翰ノ類カ證據物ナルトキハ記録ニ編綴スルコトナク別封ト爲シ前項ノ表示ヲ爲スヘシ

通貨又ハ有價證券ハ別封ト爲シ取扱者ニ於テ封印ヲ施シ且其外部ニ種類員數ヲ明確ニ記載スヘシ

第三十二條 領置又ハ押收シタル物件ニ付還付ヲ受クヘキ者ニ於テ豫メ還付ヲ受クル必要ナキ意思ノ表示アリタルトキハ記録ニ之ヲ明示シ又ハ目錄ノ相當欄ニ記名捺印セシムヘシ

價格僅少ナルモノ又ハ賭具若ハ銃砲火藥類取締法第十二條ノ適用ヲ受クヘキ物件ハ成ルヘク任意棄權セシメ前項ノ取扱ヲ爲スヘシ

第三十二條 危險ヲ生スル虞アル領置物ハ檢事ノ指揮ヲ受ケ廢棄處分ヲ爲スコトヲ得

沒收スルコトヲ得ヘキ領置物ニシテ滅失又ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ檢事ノ指揮ヲ受ケ之ヲ賣却シ其代金ヲ保管スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ差出人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス
急速ヲ要スル場合ニ於テハ第一項及第二項ノ處分ヲ爲シタル後速ニ檢事ニ報告スヘシ

第三十三條 規範第六十九條第九十六條ニ依リ贓物ヲ被害者ニ還付スル場合ニ於テ各當事者ヨリ差出サシムル書面ハ協議授受ノ趣旨ヲ記載セル一通ノ書面ニ當事者双方連署セルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十四條 贓金ヲ以テ購求シ又ハ贓物ト交換シタル物件ニシテ被疑者ノ手ニ存スル場合ニ於テハ其物ニ付規範第六十九條第二項ニ準シテ取扱ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 運搬又ハ保管ニ不便ナル領置物ハ適當ナル者ニ看守若ハ保管ヲ託スルコトヲ得

刑事訴訟法第六十四條第二項及前項ノ場合ニ於テハ看守者又ハ保管者ヨリ受書ヲ徵スヘシ

第三十六條 廢棄若ハ換價スヘキ證據物ニシテ後日證明ノ資料ト爲ス必要アリト思料スルトキハ其處分前寫眞其他ノ方法ヲ以テ其形態ヲ模寫シ且其構造内容等ヲ錄取スヘシ

第三十七條 證據物件ヲ事件記録ト共ニ送致シ難キ事情アルトキハ檢事ノ指揮ヲ受ケ便宜保管ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 犯人不明ノ事件ニ關スル證據物件ニシテ捜査上必要アルモノハ檢事ニ送致セスシテ之ヲ保管スヘシ但公訴時効完成ニ依リ所有者ニ還付スヘキ場合ニ於テ所有者不明ナルトキハ遺失物ニ準シテ處分スヘシ

第五章 事件送致

第三十九條 事件ヲ檢事ニ送致スルニハ記録目錄、事件送致票及意見書（様式

第二九號、第三〇號ノ一及第三一號）ヲ作成シテ添付スヘシ

告訴、告發又ハ自首ニ係ル事件ヲ送致スル場合ニ於テハ意見書ノ作成ヲ要
セス

第四十條 記録ノ編綴ハ左ニ掲クル順ニ依ルヘシ

(一) 記録目錄

(二) 事件送致票

(三) 意見書

(四) 關係書類（作成又ハ受理ノ順序ニ依ル）

送致票以下ノ每葉ニ丁數ヲ附シ記録目錄ノ丁數欄ニハ各文書初葉ノ丁數ヲ

記入スヘシ

第四十一條 違警罪即決言渡ニ對スル正式裁判申立事件ヲ檢事ニ送致スル場合

亦前二條ニ依ルヘシ（送致票様式第三〇號ノ二）但シ意見書ヲ添付スルコト
ヲ要セス

第四十二條 重要ナル事件若ハ特ニ急速ヲ要スル事件ヲ除クノ外成ルヘク身上
及素行ノ調査ヲ完了シタル後送致スヘシ

第四十三條 共犯又ハ併合罪其他素聯事件ヲ同時ニ送致スルコト能ハサル場合
ニ於テハ其旨送致票備考欄ニ記載スヘシ

第四十四條 事件送致後受理若ハ作成シタル書類ハ其都度追送票（様式第三二
號）ヲ附シテ速ニ送付スヘシ

第四十五條 規範第百十五條ニ依リ事件送致後檢事ニ報告スヘキ事項概ネ左ノ
如シ

(一) 被疑者又ハ重要ナル關係者ノ死亡、轉居、入籍、所在不明ナリタルト
キ若ハ其所在ヲ發見シタルトキ

(二) 殺傷事件ニ附シ被害者ノ死亡若クハ豫後ノ經過

(三) 財産ニ關スル罪ニ付贓物ノ返還、損害賠償等アリタルトキ

(四) 其他事件處理上參考トナルヘキ事項

第四十六條 犯人ノ不明ナル事件ハ送致ノ手續ヲ爲サス引續キ捜査スヘシ但シ

左ニ掲クル事件ニ付テハ此限ニ在ラス

(一) 告訴、告發ニ係ル事件

(二) 檢證處分ヲ爲シ又ハ檢事ノ指揮ニ依リ實況見分ヲ爲シタル事件

(三) 檢事ノ送致ヲ命シタル事件

第四十七條 被疑者ノ所在不明ナル事件ヲ送致スルトキハ特ニ左ノ事項ニ注意

スヘシ

(一) 各關係者ノ取調其他必要ナル證據ヲ蒐集スルコト

(二) 被疑者ノ所在ヲ捜査シタル書類ヲ添付スルコト

(三) 重要ナル事件ニ付テハ被疑者ノ人相判明セルモノハ寫眞若ハ人相書ヲ添付スルコト

第四十八條 假出獄、刑ノ執行猶豫、刑ノ執行停止ノ期間中ニ在ル被疑者又ハ

少年ノ被疑者ニ對スル事件ヲ送致スルトキハ送致票氏名ノ肩書ニ朱書ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第四十九條 被疑者違警罪ノ即決處分ニ依リ拘留ノ言渡ヲ受ケ其執行中ノモノナルトキハ送致票備考欄ニ其刑期及執行濟ノ日數ヲ記載シ且言渡書ノ謄本ヲ添付スヘシ

第五十條 令狀請求其他急速ヲ要スル事件ハ送致票備考欄ニ其旨記載シ且付箋其他適當ノ方法ヲ以テ之ヲ表示スヘシ

第六章 微罪處分

第五十一條 左ニ指定シタル事件ニシテ犯情輕ク再犯ノ虞ナキモノハ規範第一百十三條ニ則リ微罪處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(一) 賭金僅少ニシテ娛樂的ニ出テタリト認ムヘキ賭博事件

(二) 創傷ノ程度輕微(休業ヲ要セサル程度ノモノ)ニシテ被害者處罰ヲ希望セサル傷害事件但シ業務上ノ過失傷害ヲ除ク

(三) 被害僅少ニシテ贓物ノ返還其他ノ事情ニ依リ處罰ヲ必要トセサル窃盜
詐欺及横領事件

(四) 被害僅少ニシニ公共ノ危險ヲ生セサル失火事件

(五) 其他所犯極メテ輕微ニシテ處罰ノ必要ナキコト明白ナル事件

第五十二條 微罪處分ヲ爲シタルトキハ被疑者ニ對シ嚴重懲罰ニ訓戒ヲ加ヘ誓
約書(様式第三三號)ヲ徵スヘシ

監督保護ヲ必要トスル被疑者ニ對シテハ適當ナル近親、雇主、其他ノ者ヲ
指定シ訓戒ニ立會ハシムヘシ

第五十三條 微罪處分ヲ爲シタル事件ニ付沒收スヘキ物其他被害者ニ還付ヲ穩
當トセサル證據物アルトキハ成ルヘク任意拋棄セシメテ適當ナル處分ヲ爲
シ所有者不明ノ物件ニ付テハ遺失物ニ準シテ處分スヘシ

第五十四條 微罪處分ヲ爲シタルトキハ報告書(様式第三四號)ヲ作成シ所轄檢
事ヲ經由シテ檢事正ニ報告スヘシ

第七章 令狀執行

第五十五條 執行ノ指揮ヲ受ケタル勾引狀、勾留狀ニ付十五日內、逮捕狀ニ付

三十日內ニ執行スルコト能ハサルトキハ其捜査ノ經過ヲ檢事ニ報告スヘシ

第五十六條 勾引狀、勾留狀ヲ執行シタル被疑者若ハ被告人、共犯又ハ其他ノ

關係人ト通謀ノ虞アルトキハ是等ノ者ト分離シテ接觸セシメサルコトニ注
意シ尙參考トナルヘキ言動アルトキハ之ヲ報告スヘシ

第五十七條 令狀ニ指定セラレタル者他ノ犯罪ニ依リ逮捕セラレ又ハ入營シタ

ルトキハ速ニ其旨ヲ報告シ死亡シ若ハ時効完成シタルトキハ令狀ヲ返戻ス
ヘシ但シ死亡ノ場合ニ於テハ成ルヘク市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第五十八條 逮捕狀ニ指定セラレタル者刑事訴訟法第五百四十六條第三號乃至

第七號ニ該當スル事由アリテ且逃亡ノ虞ナキトキハ檢事ニ報告シ指揮ヲ請
フヘシ

第五十九條 勞役場留置ノ爲發シタル逮捕狀ヲ執行スルニ當リ罰金科料ヲ完納
シタルトキハ其旨ヲ報告シ逮捕狀ヲ返戻スヘシ

第八章 視察

第六十條 檢事ヨリ注意方指揮ヲ受ケタル保釋、責付又ハ勾留停止中ノ被告人ニ對シテハ常ニ其行動ヲ觀察シ逃亡若ハ罪證湮滅ノ虞アリ又ハ住居ノ制限ニ違反シタルモノト認ムルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

第六十一條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル刑ノ執行停止者ニ對シテハ常ニ身上其他ノ觀察ヲ爲シ左ノ事項ヲ認知シタルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

(一) 執行停止ノ事由止ミタルトキ

(二) 再ヒ罪ヲ犯シタルトキ

(三) 死亡、轉居、行衛不明又ハ本籍、氏名ノ變更アリタルトキ但シ死亡ノトキハ市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

第六十二條 檢事ヨリ通知ヲ受ケタル要觀察起訴猶豫者ニ對シテハ其指示期間内又刑ノ執行猶豫者ニ對シテハ其猶豫期間内行狀ヲ觀察シ必要アル場合ニ於テハ懇篤訓戒ヲ加ヘ改悛ノ實ヲ舉ケシムルコトニ注意スヘシ
起訴猶豫者ニシテ改悛ノ情顯著ナルモノハ期間内ト雖觀察ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第六十三條 前條ノ觀察者ニ付左ノ事情ヲ生シタルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

(一) 再ヒ罪ヲ犯シ又ハ處分前ニ犯シタル他ノ罪ノアルコトヲ發見シタルトキ

(二) 死亡、轉居、入營、行衛不明又ハ本籍氏名ノ變更アリタルトキ

(三) 起訴猶豫者ノ行狀不良ニシテ改悛ノ情ナキトキ又ハ前條第二項ニ依リ觀察ヲ解除シタルトキ

第六十四條 第六十條、第六十一條及前條ノ報告ハ德島地方裁判所管轄外ノ檢事ヨリ通知ヲ受ケタルモノニ付テハ德島地方裁判所檢事之ヲ爲スヘシ

第六十五條 司法警察官署ニ於テハ捜査上ノ資料トシテ其管内ニ於ケル左ニ掲クル者ヲ調査シ平素内密ニ其行動ヲ注意スヘシ

(一) 犯罪常習者

(二) 禁錮以上ノ刑ヲ受ケタルモノニシテ改悛ノ見込ナキ者

- (三) 無産無職ノ者
- (四) 不良少年
- (五) 濫リニ他人ノ訴訟若ハ爭議ニ干與シ又ハ仲裁周旋等ヲ事トスル者
- (六) 其他性行不良ニシテ注意ヲ要スル者

第九章 簿冊及諸表

第六十六條 司法警察官署ニハ左ノ帳簿及文書綴ヲ備ヘ各所定ノ期間之ヲ保存スヘシ

- 各簿冊ハ毎年一冊又ハ數冊トス但シ取扱上不便ヲ生セサルモノハ區劃ヲ設ケ數年分ヲ一冊ト爲スコトヲ得
- 各簿冊ニハ相當ノ索引ヲ附スヘシ
- 保存期間ハ帳簿ニ付テハ其記載ノ完了、編綴ニ付テハ其綴込ノ各翌年ヨリ起算ス
- 第一、犯罪事件簿(様式第三五號) 保存永久

事件受理ノ順序ニ依リ之ヲ登載シ其處分ノ結果ヲ記入スヘシ

第二、重要犯罪捜査簿(様式第三六號) 保存二十年

規範第三十一條及本則第五條ニ依リ報告シタル事件ニシテ發覺後三十日以内ニ被疑者分明ナラサルモノヲ登載シ且捜査ノ經過ヲ記入スルモノトス

第三、變死者檢視簿 保存十五年

檢事ニ報告シタル檢視調書ノ寫ヲ順次編綴スルモノトス

第四、犯人不用證據物件簿(様式第三七號) 保存、終局處分ノ日ヨリ五年
檢事局ニ送付セサル犯人不明事件證據物件ヲ登載シ其處分ヲ明ニスルモノトス

第五、微罪處分人名簿(様式三八號) 保存五年

司法警察官ニ於テ微罪處分ヲ爲シタモノヲ登載ス

第六、起訴中止人名簿(様式第三九號) 保存、名簿削除後一年

檢事局ヨリ送付ヲ受ケタル起訴中止通知書ヲ順次編綴スルモノトス
徳島地方裁判所管轄外ノ檢事局又ハ警察官署ヨリ直接通知ヲ受ケタ

ルトキハ其書面ヲ直ニ德島地方裁判所検事局ニ廻送シ同局所定ノ用紙ニ轉寫シタルモノヲ得テ編綴スヘシ

左ノ場合ニ於テハ名簿ヲ削除シ索引ニ其事由ヲ附記スヘシ

検事局ヨリ抹消ノ通知ヲ受ケタルトキ

指示期間滿了シタルトキ

死亡シタルトキ

(一)(二)(三)

第七、起訴猶豫要視察人名簿(様式第三九號) 保存、名簿削除後一年

検事局ヨリ送付ヲ受ケタル要視察起訴猶豫通知書ヲ順次編綴スルモノトス

德島地方裁判所管轄外ノ検事局又ハ警察官署ヨリ直接通知ヲ受ケタルモノニ付テハ起訴中止人名簿取扱ノ例ニ依ル

要視察者他ノ警察署所轄内ニ轉居シタルトキハ其者ノ名簿ヲ添付シ

移牒スヘシ但德島地方裁判所管轄外ニ轉居セシトキハ第六十三條ノ

報告ニ其者ノ名簿ヲ添付スヘシ

前項ノ轉居及左ノ場合ニ於テハ名簿ヲ削除シ索引ニ其事由ヲ附記スヘシ

(一)(二)(三) 視察期間ノ滿了シタルトキ又ハ視察ヲ解除シタルトキ

處刑ニ依リ入監シタルトキ

死亡シタルトキ

第八、刑ノ執行猶豫人名簿(様式第四〇號) 保存、名簿削除後一年

検事局ヨリ送付ヲ受ケタル刑ノ執行猶豫通知書ヲ順次編綴スルモノ

トス其取扱ハ起訴猶豫要視察人名簿ノ例ニ準ス(本條第七ノ二項、

三項、四項)但シ名簿削除ノ場合ハ左ノ如シ

猶豫取消ノ通知アリタルトキ

猶豫期間ノ滿了シタルトキ

恩赦ニ依リ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシメラレタルトキ

死亡シタルトキ

(一)(二)(三)(四)

第九、刑ノ執行停止人名簿(様式第四一號)

二四

檢事局ヨリ送付ヲ受ケタル刑ノ執行停止通知書ヲ順次編綴スルモノトス其取扱ハ起訴猶豫要視察人名簿ノ例ニ準ス(本條第七ノ二項、三項、四項)但シ名簿削除ノ場合ハ左ノ如シ

- (一) 停止取消ノ通知アリタルトキ
- (二) 恩赦ニ依リ刑ノ言渡ノ効力ヲ失ハシメラレタルトキ
- (三) 死亡シタルトキ

第十、不勾束注意人名簿(様式第四二號) 保存、不勾束要注意存續中

檢事ヨリ送付ヲ受ケタル不勾束者注意指揮書ヲ順次編綴スルモノトス

不勾束者轉居ノ場合ハ起訴猶豫要視察人名簿取扱ノ例ニ準ス前項ノ轉居及左ノ場合ニ於テハ名簿ヲ削除シ索引ニ其事由ヲ附記スヘシ

- (一) 檢事局ヨリ抹消ノ通知ヲ受ケタルトキ

(二) 死亡シタルトキ

第十一、刑事注意人名簿(様式第四三號) 保存、注意人存續中

本則第六十五條各號ニ該當スル者ヲ登載スルモノニシテ同條ノ種類

ニ依リ(殊ニ犯罪常習者ハ各罪名別トス)口坐ヲ設ケテ區別ス但一人ニシテ二種以上ニ該ルモノニ付テハ其主ナルモノニ依ル

注意人他ノ警察署所轄内ニ轉居シタルトキハ名簿ヲ添付シテ移牒スヘシ

左ノ場合ニ於テハ名簿ヲ削除スヘシ

- (一) 死亡シタルトキ

- (二) 注意ヲ爲スノ必要ヲ認メサルニ至リタルトキ

第十二、令狀名簿(様式第四四號) 保存、終局處分ノ日ヨリ一年

檢事、判事ヨリ執行ヲ命セラレ又ハ自ラ發シタル令狀ニ付勾引狀、勾留狀、逮捕狀ノ各口坐別ヲ設ケテ之ヲ記入シ其處分ヲ明ニスヘシ

二五

第十三、令 狀 綴

執行ヲ了セサル令狀ヲ順次編綴スルモノトス

第十四、微罪處分記録綴

保存五年

司法警察官ニ於テ微罪處分ヲ爲シタル記録ヲ順次編綴スルモノトス

第十五、捜査書類綴

保存、時効完成迄

未檢舉ノ捜査書類ヲ重要犯罪(本條第二號ニ該當スルモノ)ト其他ノモノトニ區別シ毎事件別ノ記録ニ作り之ヲ集冊保存ス

第十六、刑事雜種書類綴

保存期間適宜

前示各號以外ノ刑事ニ關スル書類ヲ編綴スルモノニシテ各種類別名稱ノ編冊ト爲ス等其便宜ニ任ス

第六十七條 司法警察官署ニ於テハ左記報告表ヲ調製シ各所定期日迄ニ提出ス

ヘシ

(一) 犯罪事件表(様式第四五號)

月表ハ翌月七日限り年表ハ翌年一月末日限り檢事正ニ差出スモノトス

(二) 微罪處分年表(様式第四六號)

毎年一月末日限り檢事正ニ差出スモノトス

(三) 少年違警罪即決處分年表(様式第四七號)毎年一月十五日限り所轄區裁判所檢事ニ差出スモノトス

第十章 様 式

第六十八條 列事訴訟法、規範、及本則ニ依リ司法警察官吏ノ作成スヘキ書類及簿冊ノ様式ハ附録ノ通

變死者檢視調書	
昭和 年 月 日	裁判所檢事ノ指揮ニ依リ變死者ノ檢視ヲ爲スコ
ト左ノ如シ	
申告人ノ住所氏名年齢及ヒ申告年月日時	
變死者ノ本籍住居氏名職業年齢不詳ノモノハ推定年齢男女別及人相特徴着衣等	
變死及檢視ノ場所並其模様	
死体ノ狀況	
關係人供述ノ大要	

立會醫師ノ住所氏名及檢案死体及所持金品ノ處分	見檢視官ノ認定意見	檢視		昭和 年 月 日
		着手	終了	
		昭和 年 月 日 午 時 分	昭和 年 月 日 午 時 分	某 警察 署 司法警察官 官 氏 名印

△印ハ一例ヲ示ス

盜 難 申 告

左記ノ通盜難ニ罹リ候間及申告候也

昭和 年 月 日

△本籍 住所 職業
 △被害者 氏 名 印
 年 齡
 △口頭申告ニ付本職代書ス
 △某警察署勤務
 △司法警察吏巡查 氏 名 印
 某警察署司法警察官御中
 記

被害ノ日時	△昭和何年何月何日午何時ヨリ何時迄ノ間
被害ノ場所	△前記肩書自宅又ハ郡町村大字番地某所
犯人ノ數	△足跡ニ依レハ賊ハ二人ト認ム、又ハ一名ノ男ハ押入り來リ一名ノ者ハ戶外ニ張番セシ様子ノ類
門戸墻壁ノ踰越損壞及鎖鑰ヲ開	△門戸墻壁ノ踰越損壞及ヒ鎖鑰ヲ開キタル模様等其

キタル形跡其他 犯罪ノ状況	他犯罪ノ状況ヲ詳細記入ス
兇器携帯ノ有無	△何々
置去品ノ有無	△何々
嫌疑者ノ有無 其他参考事項	△嫌疑者ノ有無嫌疑スヘキ事情其他犯人捜査上参考トナルヘキ事項ヲ記入ス
被害被	種 類 特 徴 員 數 現時ノ價格
品 害 被	

一例ヲ示ス

昭和 年 月 日

某 警察 署

司法警察吏 巡查

大海 廣太郎 印
小山 良太郎 印

某 警察 署

司法警察官 官 氏

名 殿

窃盜犯被疑事件報告書

一 被疑者及犯罪事實

本籍 番地
住居 番地
無職

炭谷 黒吉

明治 年 月 日生

右被疑者ハ昭和、年、月、日午、時頃何郡何町大字何、番地何
商氏名方裏北側板塀破損ノ箇所ヨリ潜リ入り湯殿窓口ノ戸ヲ外シ忍ミ
込ミ店ノ間帳簿筒抽斗ノ錠ヲ合鍵ヲ以テ開キ十圓五圓ノ紙幣及五十錢
銀貨取交セ合計百六十五圓餘並ニ同簿筒ノ上ニ在リシ銀側懐中時計赤
銅鎖付 個ヲ窃取シ尙座敷押入ノ襖ヲ開キタル物音ニ家人ノ睡リヲ醒
シタルニ驚キ其儘逃走シタルモノナリ

一、犯人發覺ノ顛末

本件犯人ノ板塀ヲ潜リ入りタル箇所ハ座敷椽先雨戸附近ナルニ之ヲ顧
スシテ臺所裏手ノ湯殿ノ窓口ナル戸締不完全ノ所ヲ撰ミタル点(實況
見分調書参照)ヨリ推斷スルニ同家ノ様子ヲ知ル者ノ所爲ナラント着
眼シ捜査ノ結果同家ニ於テハ今ヨリ一ヶ月許リ前ニ雇人タリシ被疑者
ヲ解雇シタル趣ニ付被疑者ノ動靜等ヲ探査セシ處

(一) 被疑者ハ曩ニ昭和、年、月某裁判所檢事局ニ於テ窃盜罪ニ依リ

起訴猶豫處分ヲ受ケタル者ニシテ怠惰ニ流レ何町遊廓ニ出入スルノ
聞ヘアル依リ捜査ノ歩ヲ進メ同人ハ本月、日夜、樓ニ於テ殊ニ

様式 第四號
軌範 七〇
本則 一八

一、被疑者ヲ訊問シタルニ又ハ被疑者ヲ取調タルニ或ハ臨檢セシ處檢證セシニ等ノ類

一例ヲ示ス

實 況 見 分 書

被疑者某ニ對スル何々事件ニ付昭和何年何月何日某郡市町村番地某方に到リ戸主同人(保管者又ハ之ニ代ル者某)ノ承諾ヲ得テ某ヲ立會ハシメ實況見分ヲ爲スコト左ノ如シ

又ハ

被疑者某ニ對スル何々事件ニ付昭和何年何月何日左記犯罪現場ニ到リ某ヲ立會ハシメ實況見分ヲ爲スコト左ノ如シ

一、見分ノ場所(又ハ物件)

何々々

二、現場ノ模様

酒肴ヲ取寄セ娼妓某ヲ相方トシ其支拂、圓、錢ニ對シ十圓紙幣ヲ差出シ釣錢ヲ求メ尙仲居ニ壹圓(五十錢銀貨二個)ヲ與ヘタリト云ヒ其際墓口錢入ニ十圓紙幣ラシキモノ若干所持シ居リシトノ事實ヲ探知シタリ(大海巡査探知ス)

(二) 又被害品ニ必適セル銀側懷中時計赤銅鎖付ノ儘何町字何質商氏名方ニ入質アルヲ發見シ試ニ被害者ニ一見センメタル處全ク該品ニ相違ナシト云ヘリ而シテ其人質者ハ同町大字何何番地仲持夫大中爲吉(五十年)ナル者ニシテ同人ハ他人ノ依托ヲ受ケ質使ヒヲ爲ス聞ヘアルニヨリ同人ニ尋ネタル處實ハ被疑者ニ於テ知合ヒノ質屋ナク困却セル旨ヲ以テ依頼セラレ其言ヲ信シ私ノ名義ニテ入質セシ趣陳述セリ(小山巡査探知ス)

以上(一)(二)ノ事實及證據ニ徴シ被疑者炭谷黒吉ヲ前記窃盜犯人ト思料スヘキ容疑十分アリト認め候條此段及報告候也
注意、本件報告書ニハ左ノ如キ熟字ヲ使用スヘカラス

第様
五式
本則
一八
號

捜査見分報告書	
事件名	△失火
事件發生ノ年月日時	△昭和、年、月、日午後、時頃
事件發生ノ場所	△何郡何町大字何番地 年齢方
被害者ノ住所職業氏名年齢	△右 同 人
事件發生ノ原因	發火ノ場所ハ右某方納家入口ノ方面ナリシコトハ同人及西隣某カ最初發見シタリト言ヒ某ノ長男……

△印ハ一例ヲ示ス

得ス步測又ハ推測ニ依リタル場合ハ必ス其旨ヲ表示シ置クコト
四、圖面又ハ寫眞ヲ添付シタルトキハ見分書ト契印スルヲ要ス

- 見分書作成上ノ注意
- 一、犯罪ノ狀況及ヒ證據トナルヘキ事項ヲ明カニスル主旨ヲ以テ作成スルヲ要ス
 - 二、記載ハ繁雜セサル様明確ヲ旨トシ關係人等ノ供述ハ可成別途聽取書ニ譲リ若シ見分書ニ之ヲ記載スルヲ必要トスル場合ニハ其部分ヲ讀聞ケ見分書ニ連署捺印セシメ置クヲ要ス
 - 三、距離高低深淺ノ測定ハ尺度ヲ用キ方位ハ磁石ニ依ルヘシ若シ止ムヲ

何々
三、何々
(以下必要ニ應シ項目ヲ付シ記載ス)
右見分ハ本日午 何時ニ始メ午 時何分ニ終ル
昭和 年 月 日
於某所
某警察署司法警察官
警部代理巡查部長 氏 名 印
立會人 氏 名 印

刑訴 第八八八〇
 軌範 八八二一
 注意 九八三二
 一、立會人ノ必
 要(刑訴一
 七七條一
 七七條五
 七條)

第様 六式 號

昭和、年、月、日何村某駐在巡查氏名ヨリ變死者發見ノ報告ニ依リ某
 裁判所檢事ノ指揮ヲ受ケ即日變死者ノ現場タル何郡何村大字何字何某工
 場ニ出張同工場主氏名ヲ立會ハシメ檢視處分ニ着手シタル處被疑者氏名
 ノ傷害致死タル犯罪ナルコトヲ發覺シ證據湮滅ノ虞レアルヲ以テ檢事ノ
 命ニ依リ引續キ檢證處分ヲ爲スコト左ノ如シ
 一、前記工場ハ何々ノ道路ヲ距ルコト云々
 二、被害者ノ屍体ハ云々創傷ノ部位形狀及ヒ致死ノ原因等ハ鑑定人醫師

檢 證 調 書

一例ヲ示ス

昭和 年 月 日
 某警察署勤務
 司法警察吏 巡查 氏 名 印
 某警察署
 司法警察官地方警視(警部) 氏 名 殿

又ハ犯罪ノ手段 方法其他ノ狀況	被害ノ程度	火災ニ在テハ現 場附近ノ模様 火災ノ位力及其 水利ノ危険ヲ 生シタルヤ否 置去品其他證據 物有無	嫌疑者及ヒ之ヲ 認ムル事情其他 參考トナス事項
△年カ同日午後五時頃納家入口ノ前面ニテ板塀用ノ 板焼ヲ爲シタル氣付カス發火ニ至リシモノナリ	△木造瓦葺平建住宅壹棟 木造瓦葺平建住宅壹棟 被害價格合計約一千五百圓	△火元某方ノ東面及北面ハ二間巾ノ道路ヲ隔テ 何レモ人家稠密セリ且利ハ各戸ノ井ノ便十分ニシテ 夜又風軟弱ナリト且宵ナリシヨリ多分ニシテ 免年團ノ活動ニ依リト同夜何頃鎮火シシ他家ノ類 ク眼ヲ患ヒ居ルヲ以テ飛火ニ氣付カサリシモ其一	△失火ノ被疑者ハ前記某ノ長男某ニシテ自己ノ不 意ヲ悔悟セルノ際ナラス板焼ヲ爲シタル時刻 五時頃ナリシハ隣家某々ノ言ト一致シタル時刻 徴シ全ク事實ニ適合セリ而シテ被疑者ハ近時少 ク眼ヲ患ヒ居ルヲ以テ飛火ニ氣付カサリシモ其一

一 檢事ノ指揮
 二 依リ檢證
 三 爲スルキ
 四 其旨ヲ記
 五 載スル事
 六 刑訴一八〇
 七 條一項一八
 八 條三項一八

某ノ鑑定書ニ讓ル
 三、何々ト云フ證人氏名及被疑者氏名ヲ取調タル處各別紙訊問調書ノ如ク供述セリ
 四、於茲某々ノ場所ヲ詳密搜索シタルニ何々ノ處ヨリ犯行ノ兇器ト認ムヘキ血痕付着ノ鈍一挺ヲ發見シタルヲ以テ之ヲ押收シタリ
 五、右ノ如クニシテ被疑者氏名ノ所爲ハ傷害致死ノ犯罪ナリト思料ス
 此檢證ハ同日午、時ニ始メ午、時、分ニ終ル
 昭和、年、月、日右現場ニ於テ本調書ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印ス

某警察署何郡何町巡査部長派出所
 司法警察官警部代理巡査部長 氏 名 印
 立會人 氏 名 印

第様式七號

刑訴 二七三
 五五三
 五九六

軌範
 三三三
 三三五
 三三七
 三三八
 三三九
 四四四
 四四五
 四四六

(告訴告發ノ場合)

(自首ノ場合)

一例ヲ示ス

告訴(告發又ハ自首)調書

本籍 何市何町字何……番地
 住居 何郡何町大存何……番地
 戸主某ノ弟何業 氏 名
 年 齡
 右ノ者昭和、年、月、日午、時當署ニ出頭シ口頭告訴(告發自首)ヲ爲スニ付其陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ
 一、告訴(告發)事件
 本籍住居 何郡何村大字何字何何番地
 戸主何業 氏 名
 何々事件被疑者 氏 名
 年 齡

一、自首犯罪事件

何々事件

二、犯罪ノ事實關係

何々(複雑ナルモノハ項ヲ別チテ記載スルコト)

三、證據

何々證書一通之レハ右何々ノ事實ヲ證明スル爲メ提出致シマス

問 何々

答 何々

右讀聞ケタル處相違ナキ旨申立テ左ニ署名捺印セリ

昭和 年 月 日

氏 名 印

某 警 察 署

司法警察官警部代理

巡查部長 氏 名 印

一例ヲ示ス

告發(告發) 補充(變更又ハ取消)調書

本 籍 何々

住 居 何々

氏 名 年 齡

右者何某ニ對スル何罪告訴(告發)事件(又ハ右何罪自首事件)ニ付其趣旨ヲ明瞭ナラシムル爲昭和、年、月、日當署ニ於テ取調ヲ爲ス事左ノ如シ

又 ハ

右者何某ニ對スル何罪告訴(告發)事件(又ハ右何罪自首事件)ニ付昭和、年、月、日當署ニ出頭シ事實補充(變更)ヲ申立タルニ付錄取スルコト左ノ如シ

又 ハ

右者昭和、年、月、日當署ニ出頭何某ニ對スル何々告訴(告發)事件ノ取消ヲ申立ツルニ依リ錄取スルコト左ノ如シ

第 様 式 號

刑 訴 二 七 七

軌 範 五 五 五

三 四 四 四 三 二 一
八 六 五 四 三 二 一

第一〇式
様
號

引致日時		受命官署		昭和年月日 時分
囑託官署		昭明年月日 時分		
狀 昭和年月日 何警察署 司法警察官官氏名印 此ノ勾引狀ハ何裁判所裁判長判 事氏名ノ囑託(又ハ何裁判所檢 事氏名ノ命令)ニ因リ之ヲ發ス 右之通取扱候也 昭明年月日 何警察署 司法警察吏巡查氏名印				

刑訴

三九九九一
三八七六四

引		勾	
住居 被告人(又ハ被疑)氏名 何々被告(又ハ被疑)事件ニ付某 裁判所(又ハ裁判所檢事局)ニ勾 引ス			
執行スル コト能ハ	執行シタ 年月日	執行シタ 昭和年月日 時分	執行シタ 場所

注意

本様式ノ勾引スヘキ場所ハ通例裁判所又ハ檢事局タル例示ナルモ場合ニ依リテハ檢事ノ指示シタル場所例ヘハ某警察署ニ勾引スト爲スカ如シ

参考

刑訴八〇條ノ規定ニ基キ證人召喚狀ノ如キハ送達證書作成ヲ適當トス若シ證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ
 過料處分ヲ請求スルニハ送達證ヲ以テ證明ノ要アリ刑訴二一四
 一九〇

刑訴

二二二
一〇九九
九七一四

第様
一式
號

勾引		
住居	証人氏名	何某ニ對スル……… ：被疑事件ニ付當署ニ勾引ス 昭和 年 月 日
執行シタル場所	執行シタル年月日時	執行スルコトハサルトキハ其事由
	昭和 年 月 日	
右之通取扱候也 昭和 年 月 日 某警察署 司法警察吏巡查 氏 名 印		
司法警察官 官氏 名 印		

四八

刑訴

五五五
五五五
二一〇八

第様
二式
號

逮捕		
住居	罪名刑期氏名	右ノ者頭書ノ通昭和、年、月、日何裁判所ニ於テ裁判ノ宣告ヲ受ケタルニ付刑執行ノ爲逮捕ス 昭和 年 月 日 何警察署 司法警察官 官氏 名 印
執行シタル場所	執行シタル年月日時	執行スルコト能ハサルトキハ其事由
	昭和 年 月 日	
右之通取扱候也 昭和 年 月 日 某警察署 司法警察吏巡查 氏 名 印		
此ノ逮捕狀ハ何裁判所檢事氏名命令ニ因リ之ヲ發ス		

四九

様式第一三號
 刑訴 一一二四
 二二六四
 三〇六四
 軌範 八一

人相書																						
備考	立廻ノ場所	携帶品	逃走ノ際着用衣服	其他特徴	疵所	音聲	耳	鼻	眼	色	丈											
												鬚髯ノ有無	痘痕	齒	口	眉	頭	顔				

逮捕調書

昭和、年、月、日午、時司法警察吏巡查氏名ハ其逮捕シタル現行犯人某ヲ引致シタルニ依リ之ヲ受取り逮捕ノ事由ヲ聴取スルコト左ノ如シ

一、犯人

本籍 住居

氏

職業

年

名 齡

二、逮捕ノ事由

逮捕ノ日時場所及ヒ何々ニ付現行犯ト認メ又ハ何々ニ依リ現行犯ト同一ニ看做スヘキモノト認メタル事實及逮捕ヲ要スル事由ノ聴取ヲ記載ス

三、参考事項

證據物件又ハ證人及ヒ逮捕ノ際抵抗行爲アラハ其事實又犯人ハ本件以

様式
第一四號

軌範
刑訴
一一二四
八二六
一四

外他ニモ犯罪アルコトヲ自供セシコトアラハ其旨等其他參考トナルヘキ事項

右閱覽セシメ(又ハ讀聞ケ)タル處相違ナキ旨承認シ左ニ署名捺印セリ

某警察署、郡、村
、巡査駐在所勤務
司法警察吏巡査 氏 名 印

昭和、年、月、日
某警察署
司法警察官警部 氏 名 印

逮捕手續書

昭和、年、月、日、日午、時、分當署受持第、區、町大字、ノ國道筋巡回勤務中現行犯人ヲ認メタル處犯人ハ一定ノ住居ヲ有セサルニ因リ(又ハ其住居氏名分明ナラス又ハ罪證ヲ湮滅スル虞アリ又ハ逃走スル

注意

職務ヲ履行スルニ當リ現行犯人ニ
ト認メタルコト
四條ノ前段ニ
人ハ一定ノ住居
所分ハ一定ノ住
罪證明ナラハ
逃亡ノ虞アルハ
等ノ事由ヲ以テ
訴ノ二條ノ後
要段ナリ

虞アルニ因リ等)逮捕ノ上及引致候

一、犯人

自稱本籍
住居不定 無 職

氏

何

年 名

二、犯罪事實及ヒ現行犯ト認メタル理由

何

三、證人及證據物ノ有無

何

四、參考事項

(二例) 犯人ハ客月何日頃某刑務所出監以來某地々々ヲ徘徊シ昨日何時某港發ノ汽船ニテ當地ニ來リ同夜ハ某神社境内ニ露宿シタル由申立一定ノ住居ナキモノ云々
昭和、年、月、日
某警察署勤務

様式第十五號

刑訴

一一二五
一一三〇
一一六〇

軌範

八一

某警察署
司法警察官警部 氏 名 殿
司法警察吏巡查 氏 名 印

五四

逮捕顛末書

昭和、年、月、日、時、分現行犯人ヲ逮捕引致シタル者アルニ依リ之ヲ受取り其顛末ヲ聽取スルコト左ノ如シ

一、逮捕者

住居 職業

二、犯人(被逮捕者)

住居 氏

年 氏 年 氏
職業 職業
年 氏 年 氏
年齢 年齢

(又ハ此男ハ私ニ對シテハ住所氏名等ヲ答ヘサルニ依リ不明ナリノ類)
三、逮捕ノ事由
何々ニテ現行犯ト認メ逮捕シタル其事實ヲ聽取ス

四、問 何々々

答 何々々

右讀聞ケタル處相違ナキ旨承認シ左ニ自署捺印セリ(又ハ自署シタルモ無印ニ付捺印セシム)

昭和、年、月、日
逮捕者 氏 名 印

某警察署何那町巡查部長派出所勤務

司法警察官警部代理巡查部長 氏 名 印

(司法警察吏カ犯人ヲ受取りタル場合ノ顛末書ニハ左ノ如ク署名)

某警察署何那町巡查駐在所勤務
司法警察吏巡查 氏 名 印

五五

様式第六號

刑訴

軌範
九乃八六五五七
六至六〇二一〇〇

注意

一、判事又ハ
檢事ノ命ニ
依リ捜査ナ
爲ストキハ
爲頭ニ某裁
判所判事
（檢事氏名
ノ命令ニ依
ル旨ヲ記載
スヘシ）刑
訴一七〇條

一例ヲ示ス

捜索調書

被疑者氏名ニ對スル何々被疑事件ニ付昭和、年、月、日郡市町村大字番地某方ニ於テ住居主氏名（看守者氏名又ハ同居ノ親族氏名又ハ市町村吏員氏名）立會ノ上捜索ヲ爲スコト左ノ如シ

一、捜索ノ場所（又ハ物）

場所ハ云々其間取ハ云々

二、捜索ノ結果

何々

三、捜索ノ時

午、時、分ニ始メ午、時、分ニ終ル

昭和、年、月、日

某警察署
司法警察官警部 氏

名 印

一立會ノ必要
ハ刑訴一四五
七條一項三

様式第七號

刑訴

軌範
九乃八六五五七
六至六〇二一〇〇

注意

一立會ノ必要
ハ刑訴一四五
七條一項三
一、判事又ハ
檢事ノ命ニ
依リ捜査ナ
爲ストキハ
爲頭ニ某裁
判所判事
（檢事氏名
ノ命令ニ依
ル旨ヲ記載
スヘシ）刑
訴一七〇條

一例ヲ示ス

押收調書

被疑者氏名ニ對スル何々被疑事件ニ付昭和、年、月、日午、分郡市町村大字番地某會社ニ於テ専務取締役氏名（又ハ支配人氏名又ハ市町村吏員氏名）立會ノ上押收ヲ爲スコト左ノ如シ

一、押收物件

別紙目錄ノ通

但其中米利堅角材長サ何間幅何尺物何本ハ運搬ニ不便ナルヲ以テ右立會人某ニ保管ヲ命シタリ

昭和、年、月、日

某警察署

立會人 氏

名 印

裁判所判事
(檢事)氏名
ノ命令ニ依
ル旨ヲ記載
スヘシ
○(刑訴一七〇
條)

第様式
第一八號

刑訴

七五〇
五五〇
五五〇
六六〇
八六〇
九六〇
乃至

注意
一立會人ノ必
要(刑訴一四
五七條)
三條三項

一例ヲ示ス

司法警察官警部補 氏 名 印
立會人兼保管人 氏 名 印

搜索押收調書

被疑者氏名ニ對スル何々被疑事件ニ付昭和、年、月、日郡市町村大
字番地氏名方ニ於テ住居主同人(又ハ看守人氏名又ハ同居長男氏名又ハ
市町村吏員氏名)立會ノ上搜索及ヒ押收ヲ爲スコト左ノ如シ
一、搜索及押收ノ場所
氏名居宅ハ大字何町ノ約中央北側ニ建設セル二階建家屋ニシテ東
隣ハ某居宅ニ接シ西隣ハ凡ソ壹間巾ノ小路ヲ隔テ、人家櫛比セリ
又屋後ハ云々其家屋ノ間取ハ別紙畧圖ノ如シ
二、搜索及押收ノ結果

一判事又ハ檢
事ノ命令ニ
依リ此處分
ヲ爲ストキ
ハ冒頭ニ某
裁判所判事
(檢事)氏名
ノ命令ニ依
ル旨ヲ記載
スヘシ
○(刑訴一七〇
條)

第様式
第一九號
押收

何々ヨリ別紙目錄第一乃至第三ノ物件又何々ヨリ同第四及ヒ第五
ノ物件ヲ發見シタルニ依リ之ヲ押收シタリ
又二階ノ各室ニ於テハ押收スヘキ物ヲ發見セス
三、搜索及ヒ押收ノ時
午、時、分ニ始メ午、時ニ終ル
昭和、年、月、日
某 警 察 署
司法警察官警部代理巡查部長 氏 名 印
立會人 氏 名 印

本様式ハ領置書ニ共通用紙トナリ領置書ヲ要セス又押收ノ文字ハ空字ニ爲シ置キ
記入スルモノトス (△ハ一例ヲ示ス)

領置收 目 錄

刑訴 一七
軌範 八七
本則 三九
領置 乃六
〇六至六四

刑訴 一四
軌範 六四
本則 三六
領置 乃六
〇九至七二

注意
此目録ハ領置
又ハ押收スル
ニ至リタルコ
トヲ見ルヘキ
書類ノ次ニ綴
込ムヘシ

被疑者
ニ對スル
被疑事件ニ付左記物件ヲ
押收
領置
ス

押收又ハ領置
ノ事由
△
押收處分ニ因ル
氏名ヨリ任意提出シタリ
被疑者カ犯所ニ遺留セシモノト認ム

昭和 年 月 日

某警察署
司法警察官 官 氏 名 印

順次 番號	品 目	數量	被押收者又ハ被領返還ヲ望マサルニ 置者ノ住居氏名付權利者記名捺印	備 考
一	金拾參圓五拾錢	、	、、郡、村大字 、、一六、村大字 春木 花吉	

様式 第二〇號
軌範 一一
一六五

一例ヲ示ス

内 譯	拾五拾圓紙幣 拾錢銀貨	壹六壹個 個	被運搬不便ニ付 被領置人ニ保 管ヲ命ス
二梯(木製長二間)	壹挺	、、郡、村大字 、七、八、 秋野 きく	
三麻裏草履	壹足	同	
		人 秋野きく印	

聽 取 書
本籍 何郡何村大字何字何番地
住居 何郡何町大字何字何番地
戸主 何業 氏
年 氏 名 齡
右ノ者昭和、、年、月、、日本職ニ對シ左ノ通陳述ヲ爲シタリ

此場合領置目録ヲ作成シ本聽書ノ次ニ綴込コト

注意

- 一、私ハ位記勳章ハ持チマセヌカ昭和、年歩何聯隊ニ入警服役シ目下後備歩兵上等兵ニシテ軍人恩給年金、圓ヲ有スルモノデアリマス
- 二、教育ハ高等小學校卒業ニシテ資産ハ家屋敷田畑山林等ヲ合シ約何千圓位デアリマス
- 三、前科ハアリマセンガ昭和、年何裁判所檢事局ニ於テ狩獵法違反ニ依リ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケマシタ
- 四、何々.....

此時何々證書一通ヲ提出シタルニ付承諾ヲ得之ヲ領置ス

五、問 何々

答 何々

右讀聞ケタル處相違ナキ旨申立テ左ニ署名捺印セリ

大正、年、月、日

某警察署

氏 名 印

様式第二一號

刑訴 一三二七
軌範 八五九四

注意

刑訴一三九條ニ依リ警察吏ヲ立合シムル必要アルモ調書ハ司法警察官自ラ作成スルコト(刑訴五九條)

一例ヲ示ス

司法警察官警部補 氏 名 印

被疑者訊問調書

被疑者 氏 名

、被疑事件ニ付昭和、年、月、日某署(又ハ何處)ニ於テ司法警察吏巡查氏名立會ノ上右被疑者ニ對シ訊問スルコト左ノ如シ

一、問 氏名年齢職業住居本籍及出生地ハ如何

答 氏名ハ.....

年齢ハ.....

職業ハ.....

住居ハ.....

本籍ハ.....

出生地ハ.....

二、問

戸主カ又ハ家族ナルヤ

答

戸主ハ父某ニシテ私ハ其養子デス

三、問

何時養子ニ來リシカ又實家ハ何レナルヤ

答

昭和何年ニ養子ニ參リマシタ實家ハ何町氏名方デ私ハ其二男デアリマス

四、問

位記勳章從軍記章年金恩給等ヲ有セサルヤ

答

何モアリマセヌ

五、問

是迄刑罰等ノ處分ヲ受ケタルコトナキヤ

答

何年何月某檢事局ニ於テ何罪ニ付起訴猶豫ノ處分ヲ受ケマシタ其外ニハ別ニ處分サレタコトハアリマセン

注意

以上ノ如キ身分關係ヲ取調ヘタル上被疑事件ノ訊問ヲ爲スニ付テハ先ツ被疑事件ヲ告ケ辯解ヲ求ム其一例左ノ如シ(刑訴一三四條)

六、問

其許ニ對スル昨夜、時頃某町何商某方ニ於ケル窃盜被疑事件ニ付訊問、ルカ陳述スルコトアリヤ

七、問

何々々

答

何々々

八、問

之レハ何々々

答

此時押收ニ係ル何々ヲ示ス

九、問

何々々

答

右讀聞ケタル處相違ナキ旨承認シタルモ無筆ニ付本職左ニ代書シ拇

印セシム

昭和、年、月、日

氏

名 拇印

某 警 察 署

司 法 警 察 官 警 部

司 法 警 察 吏 巡 査

氏

氏

名 名 印 印

注 意

一 訊問ハ丁寧親切ヲ旨トシ其利益トナルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ(刑訴一三六條)

一 訊問ハ先ツ被疑事件ヲ告ケ陳述ヲ求ムルニアルコト前示ノ如シ故ニ陳述ヲ強要スルヲ得スト雖陳述ヲ促スハ不當ニ非サルヘク被疑者カ緘黙スルヲ以テ利益ト誤解シ陳述セサルヨリ却テ不利益ナル推定ヲ受ケシムルカ如キ場合ニ於テハ注意ヲ與フルモ必要ナルヘシ又陳述ノ意義ヲ確明ナラシムル爲問ヲ發スルコト亦必要ナリ事實發見ノ爲必要アルトキハ他人ト對質セシムルコトヲ得(刑訴一三七條)

一 被疑者聲者ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞者ナル時ハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得(刑訴一三八條)

一例ヲ示ス

第 二 式
回被疑者訊問調書

被疑者 氏

名

第 二 式
第 二 號

一、 問 其許ハ何々
答 何々

二、 問 然シ何々
答 何々

右讀聞ケ云々ノ記載前同様

一例ヲ示ス

第 二 式
證 人 訊 問 調 書

證 人 氏

名

被疑者氏名ニ對スル、被疑事件ニ付昭和、年、月、日某署(又ハ何處)ニ於テ司法警察吏巡查氏名立會ノ上前回ニ引續キ右被疑者ニ對シ訊問スルコト左ノ如ク於テ(又ハ何處ニ於テ)司法警察吏巡查氏名立會ノ上右證人ニ對シ訊問ス

第 二 式
第 二 號
刑 訴
二 二 二 二
二 一 一 一 一
五 九 六 五 四
軌 範
九 八

一〇乃至一

注意

刑訴二一六條
ニ依リ司法警察
吏ヲ立會ハシムル
ルモ必要アリ
法警察官自ラ
作成スルコト
(刑訴五九條)

ルコト左ノ如シ

一、問 氏名年齢職業及住居ハ如何

答 氏名ハ……………

年齢ハ……………

職業ハ……………

住居ハ……………

次テ本職ハ刑事訴訟法第八十六條第一項ニ規定スル關係アル者
ナリヤ否ヤヲ取調ヘ其關係ナキコトヲ認メタル上

注意 右ノ關係アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告ケ之ヲ拒
マサルトキハ訊問ヲ繼續スルコトヲ得

二、問 何々

答 何々

三、問 何々

答 何々

右讀聞ケ(又ハ閱覽セシメ)タル處相違ナキ旨承認シ左ニ署名捺印

様式
第二三號

刑訴

二二二
二二八
乃至
二一四

軌範

一一五
〇〇九
三二六

注意

刑訴二二八條

セリ

昭和、年、月、日

氏 名 印

某警察署

司法警察官警部

司法警察吏巡查

氏 名 印

一例ヲ示ス

鑑定人訊問調書

鑑定人 氏 名

被疑者氏名ニ對スル、被疑事件ニ付昭和、年、月、日某警察

署ニ於テ(又ハ何處ニ於テ)司法警察吏巡查氏名立會ノ上右鑑定人ニ對シ

訊問スルコト左ノ如シ

一、問 氏名年齢職業及住居ハ如何

答 氏名ハ……………

二一六條ニ依
リ司法警察吏
ヲ立會ハシム
ル必要アルモ
調回ハ司法警
察官自ラ作成
スルコト
(刑訴五九條)

年齢ハ……………
職業ハ……………
住居ハ……………

次テ本職ハ刑事訴訟法第二百二十八條第八十六條第一項ニ規定ス
ル關係アルモノナルヤ否ヤヲ取調ヘ其關係ナキコトヲ認メタル上
注意 右ノ關係アル場合ニハ鑑定ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告ケ之ヲ拒
マサルトキハ訊問ヲ繼續スルコトヲ得

二、
問 何 何
答 何 何

右閱覽セシメタル處(又ハ讀聞ケタル處)相違ナキ旨承認シ左ニ署名
捺印セリ

昭和、年、月、日

鑑定人 氏

名 印

某 警察 署

司法警察官 警部

司法警察吏 巡查

氏

名

名 印

様式
第二四號

本則 二九

△印ハ一例ヲ示ス

昭和 年 月 日

某 警察 署

司法警察官 官 氏

名 印

某裁判所檢察正(檢事) 氏

名 殿

起訴中止人所在發見報告

備考	所在發見	起訴	局名	氏
		中止	月日	
△	△、郡、村大字、某製材所ニ木材人夫ニ雇ハレ居ルヲ發見ス	處分	罪名	名
		昭和 年 月 日		
△	逃亡中ノ處潛ニ右製材人夫ニ入込ミ居ルモノニシテ呼出ニ接セハ直ニ逃走スル虞アリト思料ス所在管轄警察署ニ照會セシ所現住セル旨回答アリタリ			

様式
第二五號
軌範 五八
本則 二二

◆ 意
一 轉籍シ居レバ所轄役場へ本紙移牒ノ上其旨一報アリタシ
一 欄内ニ記入シ得サル事項ハ別紙ニ記載シ本紙ニ添付契印セラレタシ
一 該當事項ナキ欄ニハ斜線セラレタシ

本籍氏名 戸主トノ續柄	照會 年刑第 號	回答 第 號
	右者ニ係ル左記事項取調各欄記入ノ上 、、裁判所檢事局へ廻送有之度候也 昭和 年 月 日 御中 警 察 署	左記記入ノ通相違無之候 昭和 年 月 日 裁判所檢事局 御 中
調書事項 (氏名等ニ相違アルモ同一人ト認マラルル者ハ) 調査記入ノ	調書事項	調書事項
氏名 カナ 本字	出生地	本籍
生年月日 年 月 日	住所	住所
族稱職業	族稱職業	族稱職業

身上調査書

戸主家族ノ別 戸主トノ續柄	官公吏議員ハ 其官職名	軍籍 徵集年次 役種官等	位記功級勳章記 章褒章ノ種類	恩給年金扶助料 等ノ種類金額	前	科	考備
					裁判所裁 判年月日	刑名刑名 刑期金額	
婚姻等ニテ入 籍セシ者ハ舊	改氏名セシ者 ハ前氏名	轉籍ニ係ルモ ノハ舊本籍	財産ノ種 見積ノ價格	家族ノ名及本 人トノ續柄	禁治産者又ハ 準禁治産ナル	親權者後見人保 佐人又ハ夫アル	其者ノ住居氏一

嗜好惡癖	性質	素行	業務並勉否	家庭ノ狀況	資産及生活ノ程度
△ 飲酒ヲ嗜ミ一回ノ量五合乃至一升餘ニシテ醒ムレハ之ヲ欲シ終日酒氣ヲ帯ヒ言行粗暴ナルコト一種ノ性癖ト云フモ可ナルヘシノ類	△ 怠惰粗暴ニシテ多少ノ俠氣ヲ帶フ近郷各地ヲ徘徊シテ酒博賭博ヲ事トシ素行修ラズ昨年何月某裁判所ニ於テ賭罪ニ依リ罰金何圓ニ處セラレタルモ更ニ改悛ノナク實際欄記載ノ如キ窃盜常習ノ輩ト親ミ居ルモノナリ	△ 善惡兩方ヨリ仔細ニ觀察シ性質ハ知情意三方面ニ於ケルモノヲ掲ケ素行ハ抽象的ノ戒處分等ノ事並ニ犯罪常習者ハ之ヲ認ムヘキ事實ヲ本欄ニ記載スルコトヲ要ス	△ 何々	△ 家族ノ人員續キ合ヒ其睦否並ニ家族中特記スヘキ事項等專ラ家庭ノ整否順逆ニ關シ被告人ノ心裡ニ影響ヲ及ボスヘキ事實其他被告人ノ境遇ヲ推知スルニ足ルヘキ事情ヲ具體的ニ記載スルコトヲ要ス	△ 貧富ノ程度、收入ノ狀態、奢侈節儉ノ模様、家政共助ノ事實等具體的ノ記載ヲ要ス

交際	世評	父兄居住職業及其他本人ト關係ノ適當ナル關係	監督ノ性行	有無ノ家庭及生計狀態	參考事項
△ 窃盜ノ常習者タル前科何犯ナル居村氏名及窃盜前科者ニシテ性行不良ナル居那何村大字何氏名ト最モ親ミ常ニ往來セリノ類 重ニ交際スル者ノ住所氏名並ニ人ト爲リヲ記載ス	△ 何々	△ (注意) 殊ニ少年犯及起訴猶豫處分相當ト思料スル者ニ必要ナル欄内トス			昭和 年 月 日 某 司法警察官 署 某 司法警察官 官 氏 某 裁判所檢事正(檢事) 氏 名 殿 氏 名 印

様式
第二八號
本則 二四

△印ハ一例ヲ示ス

被疑者	本人	△本人ハ家族ノ身ニシテ何等資産ナシ
	戸主	△家屋敷及田畑ヲ合シ時價約五千圓且相當ノ蓄財アリ
負債	本人	△本人ハ實父ニ内密ニテ高利貸ヨリ借用元利合計凡四百圓餘ノ負債アリ
	戸主	△無
一家ノ收入並生計ノ状態	戸主ハ農業年收約千圓長男ハ徳島銀行某支店出納係月俸七拾圓本人ハ自家農業ヲ補助シツ、アリ一家七人暮ニシテ村内中流ノ生計ヲ營ム	
昭和 年 月 日	某 警察 署	
司法警察官 官 氏	名 印	

様式
第二九號
本則 三九

文 書 ノ 標 目	丁 數	備 考
某 警 察 署 記 録		
事 件 送 致 票	一	
意 見 書	二	
被 疑 事 件 報 告 書	五	
盜 難 申 告 書	八	
實 況 見 分 書	九	
領 置 目 録	二二	

以下ハ檢事局
及裁判所ニ於
テ裁入スルノ
例

何々	某裁判所檢事局記録	素行調書	身上調書	被疑者 阿波太郎第二回聴取書	同 土佐三郎始末書	關係者 香川二郎聴取書	被疑者 阿波太郎聴取書
三〇		二八	二七	二四	二三	一八	一三

何々	某裁判所記録	何々	判決原本	大阪控訴院記録	何々	何々
、		、			、	、
						確定後永久保存トシ テ拔取ルニヨリ丁數 ヲ付サス

様式第三〇號
軌範
本則
三九六四一

刑事事件送致票

送致月日	昭和 年 月 日	送致先	裁判所検事局	事件番號	昭和 (刑) 第 號	名 件	△(一) 窃盜 △(二) 窃盜及詐欺	發覺原由	△自首	現行犯非現行犯區別	△非現行	身上調書	△添付 △六月二日照會	前科調書	月 日照會	素行調書	△(一) 添付 △七月五日迄 △(二) 送付
署長△印	主任司法警察官 △印	被疑者	△(一) 甲野太郎 △(二) 乙川次吉	身柄處遇	△即留中 △不勾束	管 保	△六號當署保管	其 他	△七號假還付								

△印ハ記入例トス

證 據	物 件	送 致 先	法 方 致 送
一號記録同封二號 △乃至五號ハ小包便 ニ付ス	△一甲野太郎ハ警察犯處罰令第一條第三號違反ニ付當署ニ於テ 即決拘留十日ニ處ス本月二十日執行着手同月二十九日終了 ノ筈該言渡ノ謄本添付ス △一乙川次吉ハ本月三十日限り雇主ニ於テ解雇ノ筈解雇後ハ一 定ノ住居ナク逃走ノ虞アリ 尙同人ハ他ニ窃盜罪アル見込引續捜査中 △一被疑者富田福太郎ノ聽取書石井警察署ニ照會中 (必要ト認ムル事項ハ本欄ニ附記スルコト)	△(一) 添付 △(二) 送付	△(一) 添付 △(二) 送付
管 保	其 他	管 保	其 他
△六號當署保管	△七號假還付	管 保	其 他

本則 第三〇式
四二

正式申立年月日	決	即日	事件名	事件番號	正式裁判申立事件送致票	送致先	送致月日
	要旨	月日				區裁判所檢事局署長	大正 年 月 日
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日				署長	
				處身遇柄		主任司法警察官	警察署
				氏名			

考 備	物 證	身上調書
	件 據	添付
	法方致送	月 日照會
	管 保	
	他 其	

様式
第三一號
軌範 一一一
本則 三九

意見書

一、罪名及被疑者

本籍 何市何町字何何番地
住居 何郡何町大字何字何何番地
戸主 何業

竊盜 甲 野 太 郎
勤何等後備歩兵一等兵
明治、年、月、日生

本籍 何郡何村大字何字何何番地
住居 戸主某二男無職

竊盜及詐欺 乙 川 次 吉
明治、年、月、日生

一、犯罪事實

第一 被疑者兩名ハ共謀シテ云々

第二 又被疑者乙川次吉ハ何々云々
一、法令 適條

被疑者甲野太郎ハ刑法第二百三十五條
被疑者乙川次吉ハ刑法第二百三十五條及同第二百四十六條第一項

一、處分意見

甲野太郎ハ嚴罰ノ必要アリト思料ス
同人ハ前科ヲ有シ性行不良且本件犯罪ハ少年者タル共犯ヲ誘
導セシ如キ事實アルニ因ル

乙川次吉ハ起訴猶豫相當ト思料ス
同人ハ少年ニシテ且所犯酌諒スヘキモノアリ
又ハ

本犯ハ刑事未成年者ナルニ依リ(又ハ何々ニ依リ)不起訴處分セラ
ルヘキモノト思料ス

参考、不起訴ノ區別

微罪處分 起訴猶豫 起訴中止

様式
第三二號
本則 四四

此ノ右方ヲ書類ニ貼付ス

追送	事件 昭和 年 月 日 刑第 號	被疑者	追送 書類	昭和 年 月 日	裁判所 御事局 警察署
----	------------------------	-----	----------	----------	-------------------

用紙ハ
半紙六ツ切ヲ用
ユ
外圍ノ細線ハ紙
幅ヲ示ス
追送書類ノ前面
右方ニ貼付ス

一、参考事項

罪トナラス
犯證不十分
心神喪失

刑事未成年
時効完成
刑ノ免除

死亡
親告罪無告訴
親告罪告訴取消
大赦

確定判決
餘罪不處罰

被疑者ハ本件損害ヲ賠償セント專ラ金策中ナルモ調達シ難キ模様
ナリ(又ハ金策中ニシテ成否未定ナリノ類)

昭和 年 月 日

某警察署
司法警察官 官氏 名印

様式
第三三號
本則 五二

昭和 年 月 日
第 號

誓約書

今般 被疑事件ニ付訓戒ノ御處分ニ預リ候ニ付テハ今後誓テ改心
ヲ表シ再ヒ不正ノ行爲致間敷候

昭和 年 月 日

住所 本人

住所 本人トノ關係

保護者

注意 被疑者二十歳未満又ハ其心身ノ狀況ニ徴シ保護者ヲ必要ト認ムルモノニ付テハ
保護者ヲ選定シ連署セシム

△印ハ一例ヲ示ス

昭和 年 月 日

様式
第三四號
軌範 一一三
本則 五四

警察署

司法警察官 官 氏 名 印

微罪處分報告

謝罪等	賠償	返還	物	損	害	分	處	罪	發覺原因	事件受理	本籍	住居	職業	氏名	年齢
							理由	名	原因	受理					
							昭和 年 月 日			昭和 年 月 日					

本則
六六條一號

事件
第

樣式
三五號

被		理		受		名		件		搜查主任 司法警察官	
住居		事由		月日	昭和	年	月	日			
逮		犯行別		理		受		名		檢舉主任 司法警察官	
月日	昭和			事由		月日	昭和	年	月	日	
午	時										
分											

備考
△本人ハ稍低腦ノ者ナルヲ以テ實父ヲ保護者ニ指定シ十分監督指
導スヘキコトヲ諭告シタリ

犯罪事實

關聯號
順次號
番號

衣類		穀類		貨幣		種別		被害金額		同上發見高	
據		證		摘		示		處分		條	
者		疑		被		捕		者		舉	
年齡	氏名	職業	住居	本籍	身柄	昭和	年	月	日	送致	釋放
年					午	時	分				
年											
月											
日											

備考	警察處分					雜品	畜類
	分處罪微		致送件事				
	理由	月日	警察	意見	先	月日	
		昭和 年 月 日	警察署		裁判所 檢察局	昭和 年 月 日	
	判定確定ハ又分處事檢				件	物	
	結果	確定	ハ處分 宣告又	廳名	事由	月日	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日				

犯罪事件簿記入例

- (一) 事件番號ハ一事件別ニ番號ヲ立ツモノトス故ニ一事件ノ犯人カ二人以上ナルトキハ(例ハ賭博犯ノ如キ類)ハ其各犯人ヲ通シ同番號ヲ附シテ一事件ナルコトヲ明ニス仍テ其筆頭ノ一人ノ番號ハ黑書スルモ次葉以下ハ同番號タルコトヲ示ス爲メ朱書スルヲ可トス
- (二) 順次番號ハ每葉順ヲ逐フテ附スルモノトス仍テ右事件號ノ如ク一事件一人ナルト數人ナルトノ區別ヲ爲スノ必要ナシ
- (三) 關聯順次番號欄ナルモノハ各號ニ登錄セル犯罪事件ノ犯人カ同一人ナルトキ其關係ヲ表示スル爲其關聯セル順次番號ヲ記入スルモノトス
(朱書記入ヲ可トス)
- (四) 本簿ノ登錄ハ先ツ被害ノ申告等犯罪事件ノ發覺ヲ受理シタルトキ犯人檢舉ノ有無ニ拘ラス犯罪欄、犯罪事實欄、被害金品欄へ記入登錄ヲ爲シ而シテ犯人檢舉ヲ爲シタル時檢舉欄ノ記入ヲ爲スモノトス
- (五) 被害金品ノ發見高欄及證據物件欄ニ付テハ檢舉後取調ニ依リ尙發見ス

様式
第三六號
ノ一
本則六六條ノ
二號

理 事由	受 月日	犯罪事件簿 年 第 號	被 害		
	昭 和 年 月 日		本籍	住居	屋號 職業

ルモノアルヲ以テ警察處分欄ノ記入ヲ爲ス時ニ於テ之レカ記入ヲ爲ス
ヲ可トス
(六) 他管内ノ犯罪事件ヲ當署ニ於テ檢舉シタルモノハ之ヲ見易カラシムル
爲メ犯罪欄及犯罪事實欄ハ朱書記入スルヲ可トス而シテ捜査主任欄ニ
ハ某署管内事件ト記入ス
(七) 當署管内ノ犯罪事件ヲ他署ニ於テ檢舉セラレタルモノハ又之ヲ見易カ
ラシムル爲メ檢舉欄及處分欄等ハ他署ノ通知ニ基キ朱書記入スルヲ可
トス而シテ檢舉主任欄ニハ某署檢舉ト記入ス

第 號		備 考	檢 舉	犯罪 事實 概要	公訴時効 昭和 年 月 日	名 件	
注 意	年 月 日					者 氏名	年 月 日 生
		搜 査 ノ 經 過	年 月 日				

様式
第三七號
本則六六條ノ
四號

	順次	番	號
年	年	年	年
日	日	日	日
和昭	和昭	和昭	和昭
	品		
	目		
	量	數	
	住居氏名	被領置人	被押收人
日	日	日	日
月	月	月	月
年	年	年	年
和昭	和昭	和昭	和昭
	要旨	處分	
	考	備	

様式
第三六號
ノ二

丁 第續繼

年	本簿番號
月	第
日	號
	被害者
搜	
査	
ノ	
經	
過	

本欄ノ記入充テ爾後ノ記入ヲ爲スヲ得サルニ至リ繼續用紙(次葉様式)ニ移ルトキハ本欄左端ニ「以下繼續用紙 丁」トアル處ヘ繼續用紙ノ丁數ヲ記入シテ其ノ連續ヲ知ラシムヘシ
(以下繼續用紙 丁ニ續ク)

本則六六條ノ
五號
△印ハ記入例

様式
第三八號

進 行 番 號		處 分 年 月 日		昭 和 年 月 日	
本 籍		住 居		和 昭 年 月 日	
職 業		氏 名		和 昭 年 月 日	
犯 罪 年 月		初 犯 前 科 別		和 昭 年 月 日	
荷 車 挽		教 育 程 度		和 昭 年 月 日	
山 路 馬 吉		考 備			
明治十年五月一日生					
十五年六月					
初 普					
通					

號 年
日 月 年 和昭

日 月 年 和昭
日 月 年 和昭

本則
六六條
六號
七號

起 訴 猶 中 豫 止 通	發 送 先	通 知 月 日	日 記 第 號
警 察 事 件 號	區 經 由	昭 和 年 月 日	警 察 犯 罪 事 件 簿 記 入 印
署 年 號	警 察 署		受 持 區 巡 査 二 移 牒 印
本 住 所 籍 名 氏 職 年 齡	警 察 署		裁 判 所 檢 事 局

一 本簿ハ司法警察官署ニ於テ自署處分ヲ爲シタル微罪處分ノ人名ヲ登載スルモノトス
 一 本簿ハ附錄第四六號微罪處分年表作成ノ便ニ供シ得ヘク様式ヲ定メタルモノナリ
 一 教育程度ハ昭和七年三月廿六日日記第五六〇號通牒參照

第
四
〇
式
號

本
則
六
六
條
八
號

第 號

刑 執 行 猶 豫 通 知

日記 第 號	通知 月 日 昭和 年 月 日	發 送 先 區經由 警察署	裁 廳名		本 籍	住 居	職 業	氏 名	年 齡	保 護	本人 トノ 關係 住 所
			宣 告 昭 和 年 月 日	確 定 昭 和 年 月 日							
裁判所檢事局 受持區巡查ニ移牒印											

始期昭和年月日

一〇三

第
三
九
式
號

注
意
猶
豫
又
ハ
中
止
ノ
事
件
ニ
共
通
知
ス
ル
使
用
ス

第 號

知

分 月 日 昭和 年 月 日	初 犯 別 科	視 察 終 期 昭和 年 月 日	犯 罪 事 實 ノ 概 要	附 記	抹 消 昭 和 年 月 日	年 月 日	視 察 又 ハ 搜 査 ノ 摘 要

一〇二

本則
六六條
九號

樣式
第四一號

刑執行停止通知

執行日期 昭和 年 月 日	刑名刑期	罪名	判決		發送先 區經由 警察署	通知月日 昭和 年 月 日	日記第 號 警察犯罪事件簿記入印 受持區巡查ニ移牒印
			確定 昭和 年 月 日	宣告 昭和 年 月 日			
又八看 保護者 住所		本人トノ關係		本籍 住居 職業 氏名 年齡		裁判所檢事局	

年月日	抹消年月 事由 昭和 年 月 日 () ()	備考	猶豫期間
			年 終期昭和 年月日 者 氏名
視察摘要			

様式
第四二號
本則 六六條
一〇號

罪名	不勾束		事件繫屬 裁判所	昭 和 年 月 日	日記第 號
	別	出監			
年齢	氏名	職業	住所	本籍	受持區巡査ニ移牒印
年	月	日	昭 和 年 月 日	警察署司法警察官官氏名殿 不勾束者注意ノ件指揮	裁判所檢事 氏 名

抹消年月 日事由	備考	行 止 事由	護 人 氏 名	年 月 日	視 察 摘 要	
						昭 和 年 月 日
年	月	日	氏 名	年	月	日

様式
第四三號
軌範 四九條
本則 六六條
一一號

職業並勉否	人相及特徴	綽名、通稱、雅號、變名、藝名	年 氏 住 本 齡 名 居 籍	注意人ノ種類
△指物職ナルモ家ニ在ルコト稀ニシテ各地ニ徘徊シ賭博等ニ耽ケ殆ト無職ニ異ナラズ	△指物職ナルモ家ニ在ルコト稀ニシテ各地ニ徘徊シ賭博等ニ耽ケリ殆ト無職ニ異ナラス	△綽名、大江山（脊部ニ酒呑童子ノ入墨アリ） 通稱指金	△本籍、名東郡加茂名町字庄、番地 住居、德島市徳島町字會所町、番地 金山 銀太郎 明治、年、月、日生	△窃盜常習者、賭博常習者
			欄 動 住 ノ 轉 居 通 居 異	

△印ハ記入ノ一例ヲ示ス

年月日	注意ノ状況摘要	注意 スヘキ 要項
		(五)(四)(三)(二)(一) 住居ノ制限ニ違反セサルヤ 逃亡ノ虞ナキヤ 現在ハ逃亡ノ虞ナキモ判決ノ結果ニ依リテ逃亡ヲ企ツ虞レナキヤ 證據湮滅ノ虞レナキヤ 不勾束中尙犯罪ヲ敢テスル虞レナキヤ

精神病又ハ系 統病	本人ニ對スル 世評	犯罪ノ特技方 法	交際スル重ナ ル人物ノ住居 職業氏名其種 類	親分乾分ノ關 係地位

性癖嗜好 及行狀	教育ノ程度 無教育者ハ 常識ノ有無	資 産			庭 家
		本人	戸主	家族	
△嗜好々ニシテ少年ノ頃ヨリ何々ノ癖アリ 性何々ニシテ長ハ何々ナリ窃盜又ハ賭博ヲ 犯ス等行狀不良ナルコト經歷行動記載ノ 通	△何 々	△家屋敷約、圓相當ノモノアルモ債務ノ 擔保ニ供シ有名無實ノ状態ナリ	△本 人	△何等資産ナシ	△母、妻、長男、二男ニ本人ヲ合セ一家五 人暮ナル處云々

不衛行	居 轉				繩張ノ區域	乾分ノ數
	發見	不明	先	月日		
△同年、月、日歸宅セリ	△昭和、年、月中旬頃ヨリ行衛不明			△昭和、年、月、日頃	△何々	△何々
				△德島市何町字何、番地		

本用紙以下通常異紙ヲ利用スルコトヲ得

明	
發見	不明
△昭和、年、月、日歸宅セリ	△昭和、年、月、日某地へ旅行セシ儘音信モ無ク居所不明
	又行衛不明 十三年十一月六日視察欄ノ通

年月日	經歷及行動視察摘要
-----	-----------

△本人ハ母マツノ私生字ニシテ貧シキ家庭ニ生長シ小學校生徒ノ頃ヨリ學校ヲ嫌ヒ無斷欠席途上ニ遊逸スルノ風アリ十四五歳迄本籍自宅ニ在リタルモ其後德島市通町三丁目紙商某方ニ奉公シ約一年許リニシテ主家ノ集金ヲ拐帶シテ逃走シ其當時母親ヨリ月賦辨償ヲ約シ示談セリ

様式
第四號
本則 六六條
一二號

年月日		年月日		順次番號	
年月日		年月日		受理年月日	
年月日		年月日		發付移送官署	
年月日		年月日		令狀ノ種類	
年月日		年月日		被執行者 住所氏名	
年月日		年月日		終局	
年月日		年月日		要旨	
年月日		年月日		備考	

△明治、、年
、月、、日
△明治、、年
、月、、日
△明治、、年
、月、、日
△大正、、年
、月、、日
△大正十三年
十一月六日

爾來本籍及隣村ノ農家ニ雇ハレ居リシモ性怠惰且粗暴ナルヨリ屢解雇サレツ、アル中明治三十年十二月徵兵ニ應シ善通寺歩兵四十三職隊ニ入營同三十三年十二月滿期歸郷其後云々德島區裁判所ニ於テ賭博罪ニ依リ罰金、圓ニ處セラル
某所ニ於テ泥醉暴行セシ爲當署ニ檢束シ翌日嚴戒放免ス
何々
何々
本年十月初旬家出以來音信ナク居所不明

第五條

檢舉件數人員欄ハ當月中犯人ヲ檢舉シタル犯罪件數及被疑者人員ヲ左ノ區別ニ依リ掲記スルモノトス

- (一) 自署檢舉ハ司法警察官ノ認知又ハ巡查ノ報告等自署職員ノ檢舉ニ係ルモノ
- (二) 告訴自首其他ハ警察官以外ノ公務員及私人ノ告訴告發(何等ノ名義ヲ以テスルモ其内容告訴又ハ告發ト認ムヘキモノヲ含ム)及自首ニ係ルモノ
- (三) 他署檢舉ハ自署ノ舊受又ハ新受ノ犯罪事件ヲ他署ニ於テ檢舉シタルモノ
- (四) 但兩署ノ共同檢舉ニ係ルモノハ犯罪地所轄ノ自署檢舉ニノミ計上シ若シ犯罪地兩署ニ跨ルトキハ最終ノ處分ヲ爲スヘキ警察署ニ於テノミ計上シ何レノ場合ニ於テモ兩署計上ノ重複又ハ遺脱ヲ避クハシ

他府縣ノ警察署ニ於テ檢舉シタルモノハ之ヲ墨書ノ内數トシ

第六條

テ更ニ朱書スヘシ
檢舉ノ原因二個以上アルトキハ最初ニ生シタル原因ニ依リ計上ス

第七條

件數ハ犯罪ノ個數ニ應シ計算ス但左ノ場合ハ此限りニ在ラス

- (一) 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸ルルモノハ其最モ重キ罪名ニ依リ一件トス
- (二) 手段又ハ結果タル行爲ニシテ罪名ニ觸ルルモノハ其最モ重キ罪名ニ依リ一件トス
- (三) 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一罪名ニ觸ルルモノハ一件トス
- (四) 營業犯ノ如キ數次同種ノ行爲ノ反覆ヲ以テ集合的一罪ヲ爲スモノ例ヘハ無免許醫師ノ類ハ一件トス
- (五) 數人共犯ノ一罪ハ一件トス

第八條

檢舉人員ハ犯罪一件ニ對スル犯人ノ實數ニ依ル

但同時ニ發覺シタル數件ノ犯罪ニ就キ其犯人同一ナルトキハ之ヲ一人トシテ計上ス
 時ヲ異ニシ發覺シタル數件ノ犯罪ニ就テハ犯人同一人ナリト雖モ之ヲ別個ニ計算ス
 第九條 犯人不詳ノ事件ハ檢事ノ臨檢又ハ豫審處分アリタル場合ト雖モ犯人發覺ニ至ル迄ハ未檢舉トシテ計上セラルヘシ

德島地方裁判所檢事局御中 昭和 年 月 日發送

本則六七條二
 號
 一 例

微罪處分第一表 昭和 年分 廳名

刑法犯	罪名		計
	初犯者	前科者	
	男	女	
	初犯者	前科者	
	初犯者	前科者	
	計		

樣式
 第四六號

失火	遺失物橫領	計	特別法犯	結核豫防法	何々規則	計	合計

計	特別 法犯	計	刑 法 犯	罪 名	微罪處分第三表	
					性體	昭和 年分
					十六	昭和 年分
					未六	
					十八	
					未八	
					二十	
					未十	
					廿五	
					未五	
					三十	
					未十	
					四十	
					未十	
					五十	
					未十	
					六十	
					未十	
					七十	
					上七	
					以十	
					計	

合 計	本表ニハ特別 法犯ノ計上ヲ 要セス	刑 法 犯	罪 名	微罪處分第二表	
				性體	昭和 年分
				月一	昭和 年分
				月二	
				月三	
				月四	
				月五	
				月六	
				月七	
				月八	
				月九	
				月十	
				月十一	
				月十二	
				計	

特別 法犯	計			刑 法 犯	罪 名
	女	男	女		
					性體
					高
					等
					中
					等
					普
					通
					文字 書シ 得ル
					ナ全 キク モノ育
					不 詳
					計

微罪處分第四表ノ附表

昭和 年分

合 計	計			刑 法 犯	罪 名
	女	男	女		
					性體
					高
					等
					中
					等
					普
					通
					文字 書シ 得ル
					ナ全 キク モノ育
					不 詳
					計

微罪處分第四表

様式
第四七號
本則 六七條
三號

少年違警罪即決處分表				昭和 年分		科 料	計
件名		體性		拘	留		
女	男	女	男				

(本表ノ少年トハ十八歳未滿
ノ者ヲ云フ正式裁判ヲ請求
セシモノハ計上セサルコト)

區裁判所檢事局御中 昭和 年 月 日發送 警察署

合計	計		計	
	女	男	女	男

注意

- 一 此各表ハ司法警察官署ニ於ケル自署處分ノ微罪處分ヲ計上スルモノトス
- 一 警察署ニ於テハ大正七年三月九日知事達訓第四四號警察處分ニ係ル微罪處分表ト同一ノモノナリ

犯罪搜查規程

犯罪搜查規程 目次

	第一章	總則	一
	第二章	搜查	三
	第三章	警戒	四
	第四章	共助	七
	第五章	搜查會議	一〇
	第六章	報告	一一
附錄	樣式		
第一號	搜查要綱		一五
第二號	臨時警戒執行報告		一五
第三號	臨時警戒結果報告		一六
第四號	非常警戒命令書		一七
第五號	張込警戒地點調查表		一八

第六號	組合會議開催報告	一九
第七號	組合會議結果報告	二一
第八號	事件發生並檢舉報告	二二
第九號	重要犯罪搜查報告	二六
第十號	檢舉犯人處分結果表	二七

目次了

犯罪搜查規程

第一章 總則

- 第一條 犯罪搜查（以下單ニ捜査ト稱ス）ニ關シテハ刑事訴訟法司法警察職務規範及司法警察執務細則ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 本規程ハ捜査ノ敏活ト事務ノ統一ヲ期シ其ノ進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 刑事課長ハ警察部長ノ指揮ヲ承ケ捜査事務ヲ統轄シ捜査ニ從事スル警察官吏ヲ指揮監督ス
- 第四條 刑事課勤務ノ警部警部補又ハ巡查部長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ捜査ニ關スル事務ニ從事シ部下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス
- 第五條 刑事課勤務ノ刑事巡查其ノ他ノ巡查ハ上官ノ指揮ヲ承ケ捜査事務ニ從

事ス

第六條 警察署長ハ部下ノ警部又ハ警部補ノ中一名ニ司法主任ヲ命ジ捜査事務ヲ掌ラシムヘシ但シ警部又ハ警部補ノ配置ナキ警察署ニ在リテハ警察署長自ラ之ヲ掌ルヘシ

司法主任事故アル場合ハ警察署長ニ於テ他ノ警部警部補又ハ巡查部長ヲシテ臨時代理セシムルコトヲ得

第七條 警察署勤務ノ刑事巡查ハ上官ノ指揮ヲ承ケ各巡查ト連結ヲ保チ専ラ捜査事務ニ従事スヘシ

第八條 警察署長ハ附録第一號様式ノ捜査要綱ニ依リ常ニ部下ノ警察官吏ヲ指揮教養スヘシ

第九條 警察署ニハ左ノ犯罪現場用材料ヲ備附ケ一定ノ容器ニ格納シ置クヘシ

- 一 司法警察關係法規
- 二 本縣及隣府縣ノ地圖並汽車汽船自動車等ノ發着表
- 三 官用罫紙半紙美濃紙封筒模寫紙及電報賴信紙
- 四 筆墨池鉛筆及白墨
- 五 曲尺、捲尺、擴大鏡、磁石、小刀、燐寸、蠟燭及糊

- 六 證據品押収用ノ大小紙袋紐及荷札
- 七 證據物保存用ノ廣口硝子壘
- 八 消毒藥及石鹼
- 九 指紋及足跡採取用具
- 十 寫眞機及材料
- 十一 其ノ他必要ナル材料

第二章 捜査

第十條 警察署長犯罪事件ノ發生ヲ知リタル場合ハ速ニ適當ナル捜査手配（以下單ニ手配ト稱ス）ヲ爲スヘシ

第十一條 重要犯罪事件其ノ他廣ク手配ノ必要アリト認ムル犯罪事件發生シタルトキハ直チニ警察部長ニ即報シ同時ニ縣下各警察署長ニ通報スヘシ

前項ノ通報ヲ受ケタル警察署長ハ速ニ相當ノ手配ヲ爲スヘシ

第十二條 警部補又ハ巡查捜査ノ爲私服ヲ着用スル場合ハ警笛捕繩及手帳ヲ携帯スヘシ